

平成 2 1 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 1 日)

3 月 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 4 時 0 5 分 散 会

○議事日程 (第 1 号)

- | | | |
|---------|---|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 会期決定の件 | 日程第 1 5 議案第 1 9 1 号 赤平市過疎地域
自立促進計画の一部変更について |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 日程第 1 6 議案第 1 9 2 号 財産の取得につ
いて |
| 日程第 4 | 市政の報告 (市長・教育長) | 日程第 1 7 議案第 1 9 3 号 財産の処分につ
いて |
| 日程第 5 | 平成 2 1 年度市政執行方針演説
(市長・教育長) | 日程第 1 8 議案第 1 9 4 号 公の施設の指定
管理者の指定について (赤平市保
養センター外 3 施設) |
| 日程第 6 | 議案第 1 8 2 号 赤平市特別職の
給与に関する条例及び赤平市教育
委員会教育長の給与及び勤務時間
等に関する条例の一部改正につい
て | 日程第 1 9 議案第 1 9 5 号 公の施設の指定
管理者の指定について (赤間地区
共同浴場外 1 施設) |
| 日程第 7 | 議案第 1 8 3 号 赤平市職員の給
与に関する条例の一部改正につい
て | 日程第 2 0 議案第 1 9 6 号 市道の認定につ
いて |
| 日程第 8 | 議案第 1 8 4 号 赤平市手数料徴
収条例の一部改正について | 日程第 2 1 議案第 1 9 7 号 市道の廃止につ
いて |
| 日程第 9 | 議案第 1 8 5 号 赤平市幼稚園設
置条例の一部改正について | 日程第 2 2 議案第 1 9 8 号 和解について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 8 6 号 赤平市営テニス
コート条例の一部改正について | 日程第 2 3 議案第 1 9 9 号 平成 2 0 年度赤
平市一般会計補正予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 8 7 号 赤平市乳幼児等
医療費助成に関する条例及び赤平
市重度心身障害者及びひとり親家
庭等医療費助成に関する条例の一
部改正について | 日程第 2 4 議案第 2 0 0 号 平成 2 0 年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 8 8 号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について | 日程第 2 5 議案第 2 0 1 号 平成 2 0 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算 |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 8 9 号 赤平市介護保険
条例の一部改正について | 日程第 2 6 議案第 2 0 2 号 平成 2 0 年度赤
平市土地造成事業特別会計補正予
算 |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 9 0 号 赤平市都市公園 | 日程第 2 7 議案第 2 0 3 号 平成 2 0 年度赤
平市下水道事業特別会計補正予算 |

日程第 2 8 議案第 2 0 4 号 平成 2 0 年度赤平市霊園特別会計補正予算

日程第 2 9 議案第 2 0 5 号 平成 2 0 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第 3 0 議案第 2 0 6 号 平成 2 0 年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第 3 1 議案第 2 0 7 号 平成 2 0 年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第 3 2 議案第 2 0 8 号 平成 2 0 年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第 3 3 議案第 2 0 9 号 平成 2 1 年度赤平市一般会計予算

日程第 3 4 議案第 2 1 0 号 平成 2 1 年度赤平市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 5 議案第 2 1 1 号 平成 2 1 年度赤平市老人保健特別会計予算

日程第 3 6 議案第 2 1 2 号 平成 2 1 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 7 議案第 2 1 3 号 平成 2 1 年度赤平市土地造成事業特別会計予算

日程第 3 8 議案第 2 1 4 号 平成 2 1 年度赤平市下水道事業特別会計予算

日程第 3 9 議案第 2 1 5 号 平成 2 1 年度赤平市霊園特別会計予算

日程第 4 0 議案第 2 1 6 号 平成 2 1 年度赤平市用地取得特別会計予算

日程第 4 1 議案第 2 1 7 号 平成 2 1 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算

日程第 4 2 議案第 2 1 8 号 平成 2 1 年度赤平市介護保険特別会計予算

日程第 4 3 議案第 2 1 9 号 平成 2 1 年度赤平市水道事業会計予算

日程第 4 4 議案第 2 2 0 号 平成 2 1 年度赤平市病院事業会計予算

日程第 4 5 報告第 2 0 号 専決処分の報告について

日程第 4 6 報告第 2 1 号 専決処分の報告について

日程第 4 7 報告第 2 2 号 専決処分の報告について

日程第 4 8 報告第 2 3 号 赤平市土地開発公社の経営状況について

日程第 4 9 報告第 2 4 号 平成 2 0 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

追加日程第 1 議案第 2 2 1 号 赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

追加日程第 2 議案第 2 2 2 号 平成 2 0 年度赤平市一般会計補正予算

追加日程第 3 議案第 2 2 3 号 平成 2 0 年度赤平市介護保険特別会計補正予算

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 市政の報告（市長・教育長）

日程第 5 平成 2 1 年度市政執行方針演説（市長・教育長）

日程第 6 議案第 1 8 2 号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 1 8 3 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 1 8 4 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について

日程第 9 議案第 1 8 5 号 赤平市幼稚園設置条例の一部改正について

日程第 1 0 議案第 1 8 6 号 赤平市営テニス

	コート条例の一部改正について	平市土地造成事業特別会計補正予算
日程第11	議案第187号 赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	日程第27 議案第203号 平成20年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
日程第12	議案第188号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について	日程第28 議案第204号 平成20年度赤平市霊園特別会計補正予算
日程第13	議案第189号 赤平市介護保険条例の一部改正について	日程第29 議案第205号 平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
日程第14	議案第190号 赤平市都市公園条例の一部改正について	日程第30 議案第206号 平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算
日程第15	議案第191号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について	日程第31 議案第207号 平成20年度赤平市水道事業会計補正予算
日程第16	議案第192号 財産の取得について	日程第32 議案第208号 平成20年度赤平市病院事業会計補正予算
日程第17	議案第193号 財産の処分について	日程第33 議案第209号 平成21年度赤平市一般会計予算
日程第18	議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）	日程第34 議案第210号 平成21年度赤平市国民健康保険特別会計予算
日程第19	議案第195号 公の施設の指定管理者の指定について（赤間地区共同浴場外1施設）	日程第35 議案第211号 平成21年度赤平市老人保健特別会計予算
日程第20	議案第196号 市道の認定について	日程第36 議案第212号 平成21年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
日程第21	議案第197号 市道の廃止について	日程第37 議案第213号 平成21年度赤平市土地造成事業特別会計予算
日程第22	議案第198号 和解について	日程第38 議案第214号 平成21年度赤平市下水道事業特別会計予算
日程第23	議案第199号 平成20年度赤平市一般会計補正予算	日程第39 議案第215号 平成21年度赤平市霊園特別会計予算
日程第24	議案第200号 平成20年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算	日程第40 議案第216号 平成21年度赤平市用地取得特別会計予算
日程第25	議案第201号 平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算	日程第41 議案第217号 平成21年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
日程第26	議案第202号 平成20年度赤	日程第42 議案第218号 平成21年度赤平市介護保険特別会計予算
		日程第43 議案第219号 平成21年度赤平市水道事業会計予算

- 日程第44 議案第220号 平成21年度赤平市病院事業会計予算
- 日程第45 報告第20号 専決処分の報告について
- 日程第46 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第47 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第48 報告第23号 赤平市土地開発公社の経営状況について
- 日程第49 報告第24号 平成20年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について
- 追加日程第1 議案第221号 赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 追加日程第2 議案第222号 平成20年度赤平市一般会計補正予算
- 追加日程第3 議案第223号 平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算

- 教育委員会委員長 田口敏弘君
 監査委員 小椋克己君
 選挙管理委員会委員長 壽崎光吉君
 農業委員会会長 野村繁君
-
- 副市長 浅水忠男君
 理事 三上和己君
 総務課長 町田秀一君
 企画財政課長 伊藤寿雄君
 税務課長 吉村春義君
 市民生活課長 栗山滋之君
 社会福祉課長 伊藤嘉悦君
 介護健康推進課長 實吉俊介君
 産業課長 菊島美時君
 建設課長 熊谷敦君
 上下水道課長 横岡孝一君
 会計管理者 下村信磁君
 消防長 中村高庸君
 市立赤平総合病院事務長 斉藤幸英君

- 教育委員会 教育長 渡邊敏雄君
 " 教育課長 相原弘幸君
-
- 監査事務局長 保田隆二君
-
- 選挙管理委員会事務局長 町田秀一君
-
- 農業委員会事務局長 菊島美時君

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐美知君
 2番 若山武信君
 3番 谷田部芳征君
 4番 穴戸忠君
 5番 林喜代子君
 6番 北市勲君
 7番 太田常美君
 8番 植村真美君
 9番 獅畑輝明君
 10番 鎌田恒彰君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 高尾弘明君

○本会議事務従事者

- 議会事務局長 大橋一君
 " 総務議事担当主幹 野呂律子君
 " 総務議事係長 渡邊敏一君

(午前10時00分 開 会)

○議長（鎌田恒彰君） これより、平成21年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの15日間と決定いたしました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（大橋一君） 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は43件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成20年第4回定例会以降平成21年3月4日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、赤平市の財政状況について申し上げます。平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、平成20年度決算から新たな財政指標が適用されることとなり、当市におきましては国民健康保険特別会計、水道事業会計並びに病院事業会計の累積赤字や不良債務が問題となり、連結実質赤字比率が財政再生団体の基準となる40%をはるかに超え、有史以来の苦境に立たされておりました。

しかし、平成18年度からスタートしたあかびらスクラムプランを初め、平成19年度には赤平市財政健全化計画、平成20年度からは赤平市財政健全化計画改訂版について、時々の課題を解決するため見直しを行いながら議員各位を初め市民の皆様、そして職員の協力やご理解を賜りながら行財政改革に取り組み、さらに平成20年度に入ってから旧赤平小学校跡地の売却や花卉園芸振興公社の民間譲渡による一部貸付金の返済など財政健全化計画上では改善する要素が加わり、今回の3月補正後の連結実質赤字比率は22.45%と見込んでおり、健全化段階への移行まで額にすると約1億2,000万円という状況であります。今年度も残すところ1カ月を切ったわけですが、今月交付決定される特別交付税や除雪経費など、こうした不確定要素に大いに期待するところであります。

以上、申し上げてきた内容から、平成20年度における当市の財政再生団体入りは確実に回避したと言える状況であります。ここで改めてご指導、ご協力を賜りました議員並びに市民の皆様に深く感謝申し上げます。

次に、第5次赤平市総合計画策定について申し上

げます。第5次赤平市総合計画の策定に向け、昨年11月11日に公募委員を含む市民代表者25名により赤平市まちづくり市民会議を設置し、5つの専門部会を設け、これまで行政の専門部会との合同会議を重ねながら具体的な協議を進めているところであります。1月19日に開催されたまちづくり市民会議においては、各専門部会の報告をもとに全体会議の中で議論をいただき、市の将来目標とそれを達成するための基本的施策の大綱を示す基本構想素案をまとめたところであります。現在は、この基本構想素案を基本に施策及び根幹的な事業などを定め、実施計画の枠組みを示す基本計画について検討を行っているところであります。

また、これまで市民アンケート、住民懇談会、まちづくり意見箱の設置などを行ってまいりましたが、2月16日には中学生、高校生と意見交換を行うため青少年みらい会議を開催し、15名の子供たちのまちに対する思いを伺わせていただきました。今後におきましては、基本計画を含む第5次赤平市総合計画の全体像となる素案がまとまり次第、再度住民懇談会を開催するほか、各団体懇談会、パブリックコメントなどを実施し、広く市民の皆様のご意見を計画に反映させ、7月1日から計画をスタートすることを目標に作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、株式会社赤平花卉園芸振興公社について申し上げます。花卉公社の清算に伴う一連の内容に関しましては、既に広報あかびら2月号並びに市ホームページを通じてお知らせしてまいりましたが、2月9日には交流センターみらいにおいて、改めて直接市民の皆様にご説明させていただくため市民説明会を開催したところであります。市民の皆様からは、このたびの民間譲渡をもって市からの貸付金が全額返済できないという最悪の事態を免れたものの、結果として3億4,000万円の債権放棄という多大な損失を与えたことや設立時、経過等に関する責任問題など大変厳しいご指摘を受けたところであります。一方では、コチョウランが継続されるこ

となどから、譲渡先である民間会社に期待を寄せる声も聞かれましたが、本市といたしましては今回の問題を教訓として、二度とこうした事態が起ころぬよう、より一層緊張感を持って市政運営に努めてまいります。

なお、花卉公社清算にかかわる一連の経過について、4月以降に予定しております第5次赤平市総合計画の住民説明会において再度ご報告させていただく予定であります。

次に、市立赤平総合病院改革プランについて申し上げます。国は、平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを策定し、地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指す中で、経営の効率化を図るためガイドラインに沿った公立病院改革プランを平成20年度内に策定することが義務づけられ、本市においても本方針に従い、これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議の指針を参考としながら、平成20年12月に市立赤平総合病院改革プランの策定を行い、道を通じて総務省に提出したところであります。今後は、本改革プランに沿った病院運営を行いながら経営の効率化を進め、不良債務の解消に努めていくものであります。なお、このプランの提出によって本市が申請をしていた公立病院特例債13億8,220万円の平成20年度借り入れが許可される見込みとなっております。

次に、空知産炭地域総合発展基金の活用について申し上げます。短期集中的に産炭地域の残された諸課題を一掃し、地域対策への移行を確実なものとする観点から、基金の取り崩しが認められているところであります。平成20年度におきましては、基盤整備事業として公営住宅、道路、駅前広場、観光施設、給食施設、スポーツ施設の整備や医療施設関連整備事業に対し1億1,630万円、また新産業等創造事業として市内企業4社に対し3億8,860万円の助成がそれぞれ決定いたしました。今後におきましても地域振興及び経済振興のため、財政状況を勘案しながら基金の有効活用に努めてまいります。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につい

て申し上げます。昨年6月からのふるさと納税制度を機に、ふるさとへ思いを寄せる皆さん、そして全国皆さんから我がまちを応援していただくため、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例を制定したところであります。これまで広報あかびらや市ホームページ、東京赤平会総会などを通じて全国的にPRを行ってまいりましたが、本年2月末現在で市内30名、道内19名、道外27名、合計76名の方から1,177万1,200円と当市の出身者を初め、大変大勢の皆さんからご寄附をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

なお、寄附の用途の内訳といたしましては、命と健康を守るため地域医療の充実を図る事業として423万2,000円、子供たちが元気で健やかに育つための事業として113万円、市民みずからのまちづくり活動を応援するための事業として10万5,000円、その他まちづくり事業に資する事業として144万9,200円、用途を指定しないが485万5,000円となっており、当市が抱えている地域医療や財政問題を支援しようとする気持ちが強く感じられます。平成20年度につきましては、既に各小学校、保育所、幼稚園の図書購入や透析患者送迎車両購入、医師確保対策事業などに活用させていただいておりますが、今後もこうした貴重なご寄附を有効的に活用させていただきたいと考えております。

次に、福祉灯油について申し上げます。灯油価格高騰による市民生活等への影響に対する緊急緩和対策といたしまして、高齢者、重度身体障害者、ひとり親世帯などを対象に12月17日に案内を発送、12月22日より申請を開始し、1世帯当たり3,000円の福祉灯油購入助成券を交付してまいりました。当市の財政状況を踏まえて二十数件の申請辞退の申し入れを受けた状況もございますが、2月28日の使用期限を終え、最終的な実績といたしまして交付が1,213件、交付率が79.4%となっております。

次に、市内の経済情勢について申し上げます。世界的な景気後退が見られる中、全国的に景気が下降し、長期化、深刻化することが懸念されております。

当市における市内企業等の動向につきましても例外ではなく、大幅な人員整理などの雇用変化の動きはないものの、一部の企業では就業日数や勤務時間等の調整を余儀なくされている状況にあり、最大限雇用確保に努めながら、難局を克服するため懸命に努力されている状況にあります。

こうした中、日本政策金融公庫が行う緊急セーフティーネット貸し付けの申請について、市は認定業務の役割を担っておりますが、これまで年間で多くても4件程度の実績が昨年の10月末から2月20日の間で17件となっており、企業等における資金繰りの厳しい実情がうかがえます。こうした経済動向は、今後ますます厳しさを増すものと予想されることから、当市といたしましては各金融機関などと連携を図りながら、各種融資制度の周知や相談など迅速な対応に努めてまいります。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、厳しい寒さが続き降雪量の少なかった昨年と比べ、記録的に気温の高かった1月など総体的に暖冬が続いております。本市の降雪量については、2月末現在で降雪量累計は約9.8メートルと昨年同時期と比較すると52センチメートルほど少ない状況にあります。また、積雪深については67センチメートルと昨年同時期とほぼ同様な状況にありますが、それぞれ平年よりは少なく、比較的過ごしやすい冬となっております。また、除雪の出動回数も昨年同様であります。今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう有効かつ効率的な除排雪作業を心がけてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。昨年における交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。これまでご支援、ご協力いただきました関係団体並びに町内会など、多くの皆様にご心より感謝申し上げます。昨年北海道においては、道民及び関係機関、企業などが地域、職域、学校及び家庭において交通安全に取り組んでいただき、結果とし

て交通事故における死者数は228人で、平成19年と比べ58人減少し、交通事故死全国ワーストワンを4年連続で返上することができました。

なお、本市においては事故件数が18件で、前年より9件減少し、交通死亡事故につきましてはとうとう人命を失うことなく、去る2月16日に交通事故死ゼロ1,400日を達成したところであります。この間、多くのご尽力をいただいた市民の皆様方に改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、火災予防歳末特別警戒について申し上げます。歳末の繁忙期を迎え、各家庭などでは火気を使用する機会がふえ、火災発生の危険性が増すことから、火災予防体制の強化と火災の未然防止を図ることを目的に12月25日から31日まで火災予防歳末特別警戒を実施したところであります。期間中、消防団としては12月26日から30日までの5日間、延べ104名の消防団員を動員し、夜間警戒パトロール及び女性消防団員による大型スーパー等での防火広報、チラシ等の配布などを行い、市民に対し火災予防啓発を行ったところであります。

次に、消防出初め式について申し上げます。平成21年の無火災と地域住民の安全及び消防関係者の防火、防災への決意と士気高揚を図ることを目的に、新春恒例の赤平市消防出初め式を1月11日、赤平市総合体育館を会場に消防職、団員合わせて100名余りの参加のもと、市内外から多くの来賓を迎えて挙行いたしました。また、長年にわたり消防団活動に従事された消防団員に対しまして、北海道知事並びに消防関係団体より表彰状等の伝達が行われ、その功労がたたえられたところであります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 〔登壇〕 前定例会以降

の教育行政の概要についてご報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。平成21年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制であります。小学校につきましては生徒数が515名となり、平成20年度と比較して5名の減になります。学級編制につきましては、住友赤平小学校の5、6年で13名となり、複式学級となります。同じく平岸小学校の3、4年生でも12名で複式学級となります。全体では29学級となり、平成20年度と比較して2学級の減の見込みであります。中学校につきましては、生徒数が275名で昨年より6名の減となり、学級編制では平成20年度と比較して1学級減の11学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校が4校で児童数は10名の見込みであり、平成20年度と比較しますと児童数は2名の増となり、学級編制では昨年度と比較して2学級増の10学級となる見込みであります。中学校につきましては2校で生徒数は4名の見込みであり、平成20年度と比較しますと生徒数は3名の減となり、学級編制では1学級減の4学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。入園希望者と合わせて3歳児17名、4歳児28名、5歳児38名の計83名で、昨年度と比較いたしますと12名の減となります。

次に、赤平高等学校の入学出願者状況について申し上げます。赤平高等学校への入学志願者の確保につきましては、前定例会で報告させていただきましたが、平成21年度の入学志願者は定員40名に対して21名となったところであります。本年の卒業生は、昨年度と比べて32名も減少しているため予想はしておりましたが、大変厳しい状況であります。道教委が昨年9月2日に発表しました平成21年度から23年度までの公立高等学校配置計画において、赤平高校は再編整備の対象となっておりませんでした。配置計画の変更として配置計画を策定した後、急激な中学校卒業生の増減や生徒の進路動向に大きな変動が生じた場合は、通学区域における中卒者の進路動

向等を見きわめて毎年度再検討することとしておりますことから、引き続き赤平高等学校存続のためのさらなる努力をしなければならないと考えているところであります。

次に、給食センターの設備更新について申し上げます。20年以上の使用で老朽化した蒸し器と焼き物機について、2つの機能を一体化したガス式スチームコンベクションオープンへ更新いたしました。これにより今後も学校給食を維持継続していくことができるものであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月11日、交流センターみらいで行われました平成21年赤平市新成人を祝う会でございますが、92名の新成人が出席し、本年も静粛な中に式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第30回青少年健全育成百人一首大会が1月17日、ふれあいホールで行われ、小中学生10チーム35名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、それぞれの優勝、準優勝した4チームが2月7日、深川市で行われた第12回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加したところであります。

次に、小学生男女による第39回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月31日、総合体育館において行われました。男女12チーム109名の子供たちが対戦し、元気いっぱいプレーをしておりました。

次に、平成20年度赤平市青少年善行表彰について申し上げます。毎年赤平市青少年問題協議会において各団体より推薦をいただき、団体、個人に対し表彰することとしておりますが、20年度の表彰式を2月6日にとり行い、1団体を表彰いたしました。

次に、公民館活動について申し上げます。第5回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月14日、東公民館で行われ、創造的な個性を發揮した153点の応募作品から72名の入賞者が選ばれ、表彰をいたしました。

次に、東公民館講座として1月30日から3月13日

までの7回、ヘルシーアラカルト講座が行われております。また、東公民館機会事業として春のケーキづくり講座が行われる予定であります。また、公民館活動の成果を発表し、活動交流をする第25回東公民館まつりが2月28日と3月1日の2日間、東公民館で開催され、多くの市民の参加をいただいたところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第5 平成21年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 I はじめに
平成21年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政執行に関する私の所信を申し上げ、市議会議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私自身、市民の皆様のご負託を受け、市長という重責を担わせていただいてから、間もなく6年が経とうとしております。

これまでを顧みますと、人口の減少や国による三位一体改革の影響、産炭地基金問題、そして「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政再生団体入りへの懸念など、財政問題を中心に有史以来の苦境の中、議員各位をはじめ市民の皆様のご多大なるご支援を賜り、数々の困難を乗り越えることができましたことに、心から深く感謝を申し上げます。

私は、市長に就任して以来今日まで一貫して、「まちづくりの主人公は市民である」ということを基本姿勢として、市政発展のため、自ら与えられた責務に全力で取り組んでまいりました。

本年度は、第5次赤平市総合計画「生き生きプラン21」がスタートする年です。確固たる財政基盤の構築に努めると同時に、夢と希望あふれる「赤平再生」へ力強く踏み出すための大変重要な一年として、私自身、全精力を傾注する決意であります。

さて、今日の社会情勢は、人口減少社会に突入し、少子高齢化が急速に進み、また、食料・資源・エネルギー問題など、多岐にわたり将来の生活に不安を抱く課題が山積している現状にあります。

特に、経済に至っては、金融危機に端を発した世界的な景気後退が、最近まで好調と言われていた自動車産業においても、大幅に販売実績が落ち込み、電機、鉄鋼、IT関連産業など、これまで安定的な経営を続けてきたと思われる企業でさえも、非正規労働者の雇用打ち切り等、雇用不安を引き起こし、日常生活を脅かす極めて深刻な状況となっております。

こうした影響は、特に地方の中小企業などにとって、益々厳しさを増すものと予想されることから、市民生活の安心確保に向け、公共建設事業の前倒しをはじめ雇用対策など、本市における喫緊の最重要課題として、最大限の対策を講じてまいります。

次に、まちづくりについてであります。地方分権改革の進展によって、地方が果たす役割や責任が、より一層強く求められてまいります。

本市における基本的な市民サービスや課題を解決するのは、当然行政が担うこととなりますが、少子高齢化が急速に進み、住民ニーズが多様化かつ複雑化する時代を背景として、市民の安心した暮らしを守り続けるには、「自らのまちは自らつくる」という住民自治の理念に基づき、お互いに支え合える市民参加型のまちづくりを推進してまいらなければなりません。

このため、10年間のプランとなる「生き生きプラン21」を着実に実行に移し、平成30年度の目標人口11,600人を維持するため、市民と語り合い、知恵や発想を出し合いながら、無限の可能性に共にチャレンジしてまいります。

また、国において地方分権改革が進められる中、合併新法は平成21年度末で終了し、「第2期地方分権改革」「道州制」、そして本年4月から、新たに「定住自立圏構想推進要綱」が施行となります。

人口の減少が続く現況を踏まえ、医療をはじめと

する行政サービスを堅持するには、いかに周辺市町と連携を図って行くかということも大変重要であり、地方自治体としての本市のあるべき姿について、十分に論議してまいらなければなりません。

次に、財政運営につきましては、自主財源の割合が低い本市において、地方交付税など国の動向に左右される要素が多分にあり、近年における財政問題を教訓として、時々の課題を後世に課すことなく、迅速かつ適切な対応を図りながら、身の丈にあった財政運営を念頭に置きつつ、足腰の強い財政基盤を確立する必要があります。

平成21年度は、新たな財政健全化法に基づき、財政の健全化段階への移行を目標に掲げ努力してまいります。

以下、「第5次赤平市総合計画」（案）の5つの大綱に基づき、市政執行に努めてまいります。

II 主な施策

1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

心身共に健やかで生き生きと暮らせる社会を築くには、保健・医療・福祉・防災の充実を図りながら、自立生活を支援し、共に支え合える地域社会づくりを推進していくことが大切です。

保健事業につきましては、平成18年度に策定した「赤平市健康増進計画」の栄養・運動・生きがいの3つの柱をテーマとして、市民の健康意識の向上と健康管理や保持、生きがい、日常生活への充実感を高めるような各種事業を実施してまいります。

このため、平成21年度から「健康管理システムを再構築」し、健診（検診）の受診管理、感染症の予防対策、並びに健診未受診者対策などを行うほか、平成20年度に認定された「市民健康サポーター」の方々に対する健康意識の高揚に努めると共に、健康情報の提供や健康づくり事業への市民の参画を求めると、健康管理全般をサポートしてまいります。

また、妊婦健康診査を現行の5回から14回に拡大するほか、引き続き特定健診、特定保健指導、各種ガン検診、並びに健康相談や各種健康教室などを実

施し、疾病予防、早期発見、早期治療に努めてまいります。

さらに、健康づくり推進協議会の「たばこ対策にかかる提言書」に基づき、地域と連携した禁煙対策事業を展開してまいります。

地域包括支援センターにつきましては、平成20年度から家族や地域で認知症を支えるサポーターを養成し、そのサポーターの活動を広く周知すると共に、サポーター拡大に向けた養成講座を開催するほか、閉じこもりの防止と対応に向けた普及啓発事業に取り組むなど、総合的な高齢者施策を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、「第4期赤平市高齢者保健福祉計画」、並びに「介護保険事業計画」を円滑に推進していくため、安定的かつ適正な介護保険サービスの提供と介護保険給付を実施してまいります。

市立赤平総合病院につきましては、半世紀以上にわたり地域の中核医療施設として、また、自治体病院としての役割を担ってまいりましたが、人口の急激な減少に加え、医師・看護師不足による入院・外来患者の診療抑制や診療報酬のマイナス改定、医療制度改革など、厳しい医療環境の激変から多額の不良債務を抱えておりましたが、平成15年度までの不良債務については、毎年1億5千万円を一般会計から繰り出すことによって解消し、平成16年度から平成19年度までの不良債務は、平成20年度の公立病院特例債の借入れにより、その元利償還金を平成21年度以降一般会計から繰り出すことによって、計画的に解消してまいります。

また、病院を今後も継続し地域医療を確保するには、最大の課題となっている単年度の経常収支の均衡・安定化を図ることが急務であり、市内団体代表者による「市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議」の指針及び「公立病院改革プラン」に基づき、近隣市町との広域連携による再編・ネットワーク化の検討を進めると共に、病院事業としての医師確保対策事業に要する経費を一般会計から交付し、引き

続き医師確保対策に積極的に取り組むほか、看護師確保対策や透析医療の充実に努めながら、「市民に愛され、信頼され、選ばれる」病院づくりを目指してまいります。

国民健康保険事業につきましては、構造的な問題や高齢化などにより、特に過疎地域は、大変厳しい財政状況にありますが、平成21年度から「健康管理システムを再構築」し、特定健診・特定保健指導による早期発見と生活習慣の改善に努めると共に、市民が安心して医療が受けられるよう安定的な事業運営を図り、抜本的な国民健康保険制度の改革に向け、引き続き国・道に対して要請してまいります。

また、レセプト点検による多受診または重複受診者を把握した上での適正受診や生活習慣病予防のため、保健師及び栄養士による訪問指導を行ってまいります。

一方、累積赤字の解消にあたっては、引き続き一般会計から1億5千万円を繰り出すことによって、計画的な解消に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、市内に住む1,600名の独居高齢者に対し、日常生活と緊急時のサポート体制を確立するため、市民サポーターや民生委員、関係機関などと連携を図り、「独居高齢者サポート事業」による地域のネットワーク体制、サポート体制の強化に努めると共に、独居高齢者見守り台帳に基づき、警察や消防など関係機関と情報を共有しながら、高齢者の安心した自立生活を支えるほか、健康や生きがい活動を自ら実践する各種団体に対しても支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法の成立により、障がい者を取り巻く環境は、大きく変化しているため、自己負担や施設支援などの緩和措置を図ると共に、障がい者の立場に立った福祉サービスが利用できるよう、国や道に対して要請してまいります。

児童福祉につきましては、急速な少子化の進行が我が国の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されております。

「次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つ社会づくりを推進すると共に、平成21年度は、現状における市民ニーズを的確に把握した上で、時代変化に対応した少子化対策を講じるため、「次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定してまいります。

また、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、要保護児童の早期発見と迅速な対応に努めるほか、「せわずき・せわやき隊」の隊員拡大やPRを進めるなど、地域全体で子どもや子育て家庭を支援する活動を推進し、地域の子育て力のパワーアップを図ってまいります。

保育所につきましては、少子化傾向の中、施設を利用する乳幼児数は、ほぼ横ばいの状態にあり、低年齢児・一時・障がい児・延長保育など、保育サービスの充実に努めると共に、子育て支援センターとして、地域全体の育児や発達支援の役割を担ってまいります。

児童館及び児童センターにつきましては、昼間保護者のいない家庭の児童が増加しており、健全な遊びの提供や子どもたちの交流を図るなど、地域の子育ての場となるような運営に努め、児童の健全育成を図ってまいります。

母子寡婦福祉につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭等の就労支援の充実が求められており、「母子家庭等高等技能訓練促進事業」及び「母子家庭等日常生活支援事業」を引き続き実施するなど、生活の自立や養育に必要な支援を実施してまいります。

地域防災につきましては、全国各地において、地震や記録的な集中豪雨など、自然災害が発生しており、これらの災害の防止及び被害の軽減を図るためには、地域住民と行政が連携した体制づくりが重要であり、平成21年度に「洪水ハザードマップ」を作成するほか、市民の防災意識の高揚に努めながら、自主防災組織の設置促進や防災資機材の購入、並びに防災訓練等の実施に向け取り組んでまいります。

消防につきましては、消防防災行政を取り巻く環境が大きく変化しており、大規模化及び複雑多様化する災害への的確かつ迅速な対応が求められております。

災害に対する対処能力の育成を図り、消防体制の強化に努めるほか、全国的に住宅火災による焼死者が数多く発生している状況から、災害時要援護者をはじめとする住民の命を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置を強く推進すると共に、住宅防火の普及啓発活動を図るなど、住宅防火対策を推進してまいります。

また、本市は高齢者比率の割合が高く、今後も救急出動は高い水準で推移していくと予想されることから、救急隊員としての質の向上や救急体制の強化に努めると共に、AED（自動体外式除細動器）を用いた市民への救命講習を実施するほか、平成21年度に従来の救急車を「高規格救急自動車」に更新し、救命率の向上を図ってまいります。

消防団につきましては、地域防災の要であり、市民の安全・安心な暮らしの確保に大きく貢献しておりますが、団員の高齢化や就業環境の変化等により団員数が減少しており、引き続き消防団活動の重要性を啓発し、さらなる団員確保に努め、消防団の充実強化を図ってまいります。

予防行政につきましては、防火協力団体である「赤平市幼少年婦人防火委員会」及び「赤平市防火安全協会」の有機的な活動を推進し、防火思想の普及と防火意識の高揚に努めてまいります。

砂防対策につきましては、桜木町地区における斜面の一部の地すべり対策事業の促進について、引き続き道に対して要請してまいります。

治水対策につきましては、空知川河川整備計画に基づき、平成19年度から河川の氾濫を防ぐため、堤防を拡築する事業が進められており、引き続き国に対して事業の促進を要請してまいります。

交通安全につきましては、市民を交通災害から守るため、交通安全教育及び市民参加による全市民的な交通安全運動を積極的に展開すると共に、施設整備

の充実に向け交通環境の向上を図り、交通事故撲滅に向け取り組んでまいります。

2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

昨年来の原油の高騰や米国発の世界的な金融危機は、国内経済あるいは国民の暮らしにも、大変大きなダメージを与え、経済並びに雇用情勢を含め、未曾有の危機に直面し、暮らしを脅かす緊急事態となっております。

今後は、特に中小企業への影響が懸念され、本市としては、こうした事態を重く受け止め、限られた予算ではありますが、緊急的措置として、公共建設事業の一部前倒しや48名の新規雇用対策を講じるほか、国の生活対策に基づく「セーフティネット貸付」等、各種融資制度の紹介や相談に応じるなど、可能な限り最大限の企業対策と生活確保対策に努めてまいります。

地場産業の育成につきましては、市内の農商工の団体や企業及び商工会議所と連携を図りながら、これまで蓄積してきた地場企業の優れた技術力を生かし、本市を「ものづくりのマチ」として広く発信するための具体的な方法について検討してまいります。

また、異業種間交流による新製品や新技術の開発、企業間連携を強化するため、「(仮称)ビジネスサークル研究会」の設置についても検討してまいります。

工業につきましては、市内企業が事業拡大や技術開発などによって、経営安定化や雇用拡大を図るため、設備投資をされる企業に対し、空知産炭地域総合発展基金の有効活用や企業振興促進事業に基づき支援してまいります。

また、北海道や中小企業基盤整備機構並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携を図りながら、引き続き企業誘致に努めてまいります。

商業につきましては、中心市街地における赤平駅前広場の完成や大型店の進出により、環境が大きく変化しており、店舗近代化促進事業や空き店舗活用などを含め、人の流れをいかに見出すか、商業者や

商工会議所などの関係機関と連携を図りながら検討してまいります。

また、市内の店舗数は減少傾向にありますが、高齢者比率が高い本市にとりましては、身近な場所にある店舗が、市民の生活を支えている地域もあり、商業者や関係機関と連携を図りながら、地域密着型の商店づくりに努めてまいります。

農業につきましては、「売れる米づくり」を最大目標に掲げ、安全・安心な農畜産物を生産するため、中山間地域等直接支払制度や農地水環境保全向上対策により、農用地などの環境整備を進めるほか、農業者や関係団体と連携を図りながら、荒廃防止や担い手の育成に努め、複合経営における高収益作物などの産地化を推進してまいります。

林業につきましては、自然環境保全と林業振興を図るため、分収造林事業、21世紀北の森づくり推進事業並びに森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、森林の有する機能が十分に発揮されるよう努めてまいります。

さらに、広域基幹林道エルム線を整備することによって、本市と滝川市を広域的に結び、木材の搬出及び森林保養施設等の利便性を向上し、林業の振興を図ってまいります。

観光につきましては、景気低迷や余暇ニーズの変化などにより、エルム高原施設の利用者は減少傾向にありますが、徹底したサービスにより、リピーターを含む顧客の確保に努め、集客の拡大を図ってまいります。

また、財政難によって廃止されていた観光協会に対する補助金を復活し、歴史と伝統あふれる「火まつり」などのイベントを通じて、活気と魅力あるまちづくりを推進してまいります。

3 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう

未来の宝である子どもたちを人間性豊かに育むには、学校や家庭、地域が一体となって、教育環境の充実を図ってまいらなければなりません。

また、市民の誰もが生きがいを持った生涯を送るには、各々が持つ価値観に基づいて、学習や芸術、

文化、スポーツなど様々な活動を実践できる環境づくりが必要です。

小・中学校につきましては、新学習指導要領への移行を踏まえ、教育課程の編成を図りながら、一人ひとりの特性に応じた教育環境の充実に努めると共に、安全な学校校舎づくりを進めるため、耐震化事業を計画的に実施してまいります。

また、読書環境や学習環境の充実に努めるため、学校図書を整備を進めてまいります。

幼稚園につきましては、引き続き「3歳児保育」「預かり保育」を実施し、多様化する教育ニーズに対応してまいります。

赤平高校につきましては、中学校卒業者の減少に伴い、平成21年度の志願者が減少し、厳しい状況下にあります。高校存続に向け引き続き「赤平市中・高教育推進委員会」などの関係機関と連携を図ってまいります。

給食センターにつきましては、食育と栄養バランスに配慮し、子どもたちに喜ばれ安全・安心できる給食づくりに努めると共に、平成21年度は食器洗浄器及び食缶洗浄器を更新してまいります。

社会教育・体育施設につきましては、財政健全化計画に基づき、平成20年度に文化会館、スポーツセンター並びに武道館を休止してまいりましたが、今後は、存続する公共施設の有効利用を図ってまいります。

社会教育につきましては、社会教育目標に基づき、利用者の立場にたって、交流センターみらい並びに東公民館などの効果的な運営に努めてまいります。

体育振興につきましては、市民の健康づくりや体力増進のため、総合体育館を中心に各団体と連携を図りながら、軽スポーツや競技スポーツ活動を推進してまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成事業の充実に努めると共に、青少年センターを中心に地域と連携を強化し、子どもたちを事件や事故から守り、非行などの未然防止に努めてまいります。

図書館につきましては、市民が読書に親しむ機会

の拡充と子どもたちが一層読書に関心を持つ環境づくりに努めてまいります。

4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

誰もが安全・安心で、ゆとりと潤いのある快適な暮らしをおくるためには、少子高齢社会など、時代変化や多様化する住民ニーズに対応した良好な居住環境づくりを進めていかなければなりません。

公的住宅につきましては、「住宅マスタープラン」及び「公営住宅ストック総合活用計画」を基本に、地域の実情に応じた見直しを加えながら、団地の集約、戸数の縮減と建設コストの削減に努め、高齢者等に配慮した良好な住環境整備を進めてまいります。

平成21年度は、福栄地区の改良住宅建替事業として、御幸団地の3棟26戸を除却し、幸団地につきましては、対象地区内に移転対象者がいないことから、計画見直しにより、建替事業を完了することとし、茂尻団地の建替事業を財政健全化計画より前倒しし、平成22年度から着工するため、実施設計を行ってまいります。

また、既設の公営住宅につきましては、入退去時の補修と老朽化した住宅等の修繕を行い、空き家の落雪対策や通路確保などに努めるほか、春日第二団地24戸、宮下東団地24戸の屋上防水補修並びに給排水管取替工事、茂尻新町団地52戸、栄町団地8戸の水洗化工事を実施してまいります。

公営住宅及び改良住宅における舗装済み専用駐車場の使用料につきましては、受益者負担の適正化を図るため、平成18年度から4年間で段階的に賦課していくこととしており、平成21年度で規定の額となっております。

宅地分譲につきましては、「北国住宅地整備事業計画」を基本として、平成17年度までに炭鉱跡地である豊丘南団地に43区画を造成してきており、売却されていない27区画につきましては、市内外にわたって広くPR活動に努め、持ち家による移住定住化の促進を図ってまいります。

また、道が実施している「北の大地への移住促進

事業」や道内加入市町村による「北海道移住促進協議会」と連携し、宅地等の情報提供に努めてまいります。

道路につきましては、市民の日常生活に不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を担っております。

国道につきましては、昨年、国道38号赤平バイパスが全線開通し、交通安全の確保や産業活動に寄与しておりますが、今後はこれまでに引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地間の4車線化、並びに現国道の整備などについて、国に対して要請してまいります。

道道につきましては、現在、整備が進められている赤平滝川線の事業促進や江部乙赤平線の改良事業などについて、引き続き要請してまいります。

市道につきましては、生活の安全性や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、平成21年度は、曙南1号通・若葉通・東文1条通の改良舗装工事、並びに川添通の歩道改良舗装工事を実施してまいります。

また、その他の既存道路につきましても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修及び側溝整備に努めてまいります。

雪対策につきましては、北国の冬を安全で快適に過ごすための冬季交通を確保するため、平成21年度は除雪グレーダーを購入し、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌・ホームページを活用しながら、事業所や一般家庭などの除雪マナーの徹底を求め、市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図ってまいります。

公共交通につきましては、モータリゼーションの発展により、公共交通の利用者は激減し、民間バスの経営は極めて厳しい現状にあります。引き続き公共交通を確保するよう要望してまいります。

また、特に高齢者の通院や買い物など、生活圏の拡大を図るため、平成21年度に平岸新光町と西町の間に、新たに新光団地のバス停留所を設置する費用を負担してまいります。

上水道につきましては、安全・安心な生活用水を市民に提供するため、企業債を導入しながら、補修や補強等により、可能な限り施設を更新することで、建設改良費の抑制に努めてまいります。

また、水道会計の健全化を図るため、水道料金の悪質な滞納者に対しては、給水停止などの措置を講じてまいります。

下水道につきましては、日の出地区などの公共下水道工事を行うほか、既存施設の維持修繕を図ると共に、未水洗化世帯の解消を進めるなど、生活環境の向上と公共水域の水質改善に努めてまいります。

環境衛生につきましては、恵み豊かな自然環境の保護に努めながら、循環と共生した社会を創造することが重要です。

ゴミの減量化につきましては、昨年3月より広報あかびらで特集を組み、「生ごみひと絞り運動」など、ゴミ減量化の方法について周知を図り、市民一人ひとりの積極的な取り組みによって、一定程度の成果を上げ、平成21年度のゴミ袋の値上げを抑制することができました。

しかし、今後も可燃ゴミの処理料金の大幅な値上げが予想されることから、一層減量化に向け市民のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、ゴミの分別による廃棄物の減量化をはじめ、中空知衛生施設組合加盟の3市2町の資源循環型のゴミ共同処理やリサイクルなどを引き続き実施していくほか、「資源回収活動団体奨励助成事業」を活用し、資源ゴミの減量化及び有効活用が図られるよう、町内会や学校など、関係団体に対して協力を呼びかけてまいります。

さらに、昨年は3事業所とレジ袋削減及びゴミ減量に関する協定書を締結しており、本年1月からは、市内の店舗においても、レジ袋の有料化がスタートしております。

今後も引き続き、一人ひとりが実行可能で、身近な環境保護活動の一つとして、マイバック持参によるお買い物を推進し、ゴミの減量化と地球資源の保全に努めてまいります。

5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

地方自治変革が急速に進む中、複雑かつ多様化する市民のニーズに適切に対応するには、行政そして市民自身も、今一度原点に立ち返り、地域の課題は地域自らが解決できる社会システムを構築していく必要があります。

第5次赤平市総合計画「生き生きプラン21」は、「あかびらスクラムプラン」を盛り込むと同時に、こうした時代の潮流を把握した上で、市民と共に知恵を出し合い完成される重要なプランであり、これまで議論してきた過程をしっかりと認識しつつ、協働のまちづくりを基本方向として、市民と一体となって取り組んでいかなければなりません。

まちづくりの原点は、「情報を共有し合う」ことにあり、お互いを知ることで、初めて対等な関係が築き上げられます。行政には情報を提供する義務があり、市民にはそれを知る権利があることを念頭に置きつつ、「パブリックコメント」並びに「市民まちづくり評価制度」の新たな実施に加え、これまで行われてきた住民懇談会など、直接的対話の方法を検討し、一方では、市民自身が発信できる機会を拡充することで、市民同士、市民と行政の信頼関係を強めてまいります。

また、少子高齢社会の到来により、住民本位の地域主権型社会を進めるには、市民一人ひとりが連帯感を持ち、まちづくりやコミュニティ活動に積極的に参加することが必要です。

地域にとって、市民は主人公であり、サポーター役でもあり、「まちづくり活動推進事業補助金」など、各種団体に対する助成事業の有効活用やボランティアセンター、NPO、市民サポーター、関係施設、並びに事業所などと連携が図れる仕組みづくりを進め、地域活性化と共有社会の実現に努めてまいります。

行財政改革の推進につきましては、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」により、平成20年度決算から新たな財政指標が適用されることとなりま

すが、心配されていた連結実質赤字比率は、大幅に改善する見込であるもの、早期健全化団体に位置すると推測されることから、「赤平市財政健全化計画（改訂版）」を基本に引き続き行財政改革に取り組むと共に、平成21年度決算における健全化段階への移行を目標に財政運営を行ってまいります。

一方、合併新法は、平成21年度末をもって終了いたしますが、国では「第2期地方分権改革」や「道州制」を推進し、さらに、本年4月から新たに5万人のまちを中心市として、共生ビジョンを基に、中心市と周辺市町村が1対1で協定を結ぶ「定住自立圏構想推進要綱」を施行するなど、地方分権改革の進展によって、地方の権限や責任がより一層拡大されてまいります。

本市は、人口の減少や景気低迷などの影響により自主財源の割合が低く、さらに、市職員の大幅な減少により、財政面及び体制面からも、今後も継続的に多様化する市民サービスを適切に対応していくには、極めて厳しい状況となることが予想されます。

こうした時代の変革期の最中において、国や道の動向に注視しつつ、近隣市町と連携すべき事項や単独で維持すべき事項など、本市の将来あるべき姿について、様々な角度や分野から慎重を期して検討してまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成21年度の市政執行にあたり、所信を申し上げたところであります。

この1年間は、財政の健全化段階への移行、そして、第5次赤平市総合計画がスタートする「再生」がキーワードとなる年であります。最大のピンチを脱した本市には、他のまちでは想像もつかない行動力と結集力という新たな財産を手に入れました。この貴重な財産そのものが真の住民自治の姿であり、本市の未来を切り拓く礎となります。

行政運営としては、失敗は許されませんが、私は、市民が参加するまちづくり活動においては、ある意味、最初から完璧なものより、失敗を克服し苦勞を重ね次なる成果へ結びつけた活動の方が、発展的で

あると感じるところがあります。

市民の皆様には、ぜひとも赤平再生に向け、まずは自ら行動していただくこと、当然、行政としても、時には共に汗を流し、時にはその行動を支えるなど、お互いの能力を十分に発揮し合うことが大切であります。

子どもたちの笑顔があふれる明るい未来を築くため、今、我々大人が使命感を抱き、中・長期的なまちづくり像を描きつつ、スピード感を持って、時々課題を解決し「生き生きプラン21」の着実な実行に向け前進してまいらなければなりません。

私自身、赤平再生の年に当たって、改めて使命と責任をもって全精力を傾注する決意で臨んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成21年度の市政執行方針とさせていただきます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政執行方針について、渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 〔登壇〕 I. はじめに

本市の教育推進につきまして、市議会および市理事者、そして市民の皆様のご支援、ご協力にまずもってお礼と感謝申し上げます。

平成20年度を振り返ってみますと、新学習指導要領が告示され小学校では23年度より、中学校では24年度からの本格実施が明らかにされました。これに伴い、本格実施に向けた移行措置が小・中学校ともに21年度から進められることとなり、そのための教育課程づくりが大きな課題として取り組まれました。

また、教職員の目標管理方式にもとづく評価制度や、いわゆる、勤務成績の評価による昇給制度、更に学校評価制度も本格的に実施されたところであります。

一方、本市にあっては、いわゆる「財政健全化法」による「財政再生団体」回避が最大の課題であり、「財政健全化計画」にもとづく行財政改革の着実な実施が求められることとなり、教育委員会所轄の各種施設の維持、管理や事務局の組織体制及び事務、事業の見直しなどに引き続き取り組んできたところ

であります。

こうした厳しい状況の中でも、市内の各小・中学校においては、比較的落ち着いた状態で各種教育活動に果敢に取り組み、着実に成果をあげてきたといえます。

教育委員会といたしましても、豊かな生涯学習社会の実現をめざし、未来に生きる赤平の子どもたちはもとより、市民の皆さんが快適な環境のもとで、充実した人生を送ることができるよう各種の取り組みを進めてきたところであります。

平成20年度の成果と反省に立って、赤平の教育の一層の充実、発展をめざし、地域の皆さんの信頼を高めるため、ここに、平成21年度の教育行政執行方針を示すものであります。

II. ひとりひとりの子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「逞しい体力」を育む学校教育の充実に努めます

学校教育のねらいは、子どもたちに確かな学力をつけ、生涯にわたって逞しく生きる力を育むことにあります。基礎的、基本的な知識の定着はもとより、一人ひとりの特性に応じ、きめ細やかな指導を通して、心身ともに調和のとれた豊かな人間性の育成に努めなければなりません。

そのために、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒の発達段階と地域性に配慮し、知育・徳育・体育の調和のとれた教育課程の編成を図ります。

また、本格実施をめざした移行措置の実施をすすめると同時に、学校図書や教材・教具の整備充実に努め、指導方法の工夫等、授業の改善をめざした取り組みをすすめます。

特別支援教育について申し上げます。一昨年度より、各学校ではコーディネーターの配置を含む校内組織の設置や「個別の支援計画」の策定などに取り組んできたところであります。ひとりひとりの子どもの特性をみきわめ、特別支援教育の一層の充実をめざし、交流教育や合同学習を通して取り組んでまいります。

幼稚園教育についてであります。公立幼稚園とし

ては、管内で最も大きな幼稚園であり、広々とした環境の中で、3歳児保育を含め適切な教育が実施されています。今後とも幼稚園教育の一層の充実をめざし、職員一丸となって取り組むよう指導してまいります。

児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて大切であります。しかし、昨年来、一連の食品事件の報道により、食の安全確保が緊急の課題となり、当センターにおいても万全の体制で臨んできたところであります。いずれにしましても、食育の重要性が叫ばれている中、栄養のバランスに配慮し、子どもたちに喜ばれる、安全、安心な給食の提供に努めてまいります。また、食材の高騰に伴う給食費の値上げについてであります。食の安全確保から国産、道内産の食材をできる限り使用することを基本に、地産地消を併せ献立を工夫することで値上げを押さえてきましたが、引き続きそうした努力をしてまいりたいと考えています。

一人ひとりの個性を磨き、確かな社会性と自己実現を図ることのできる生徒指導の充実が重要な課題であります。

そのため、いじめ根絶はもとより、不登校の解消、問題傾向をかかえる児童・生徒の早期対応、問題発生時の機敏な対応など教職員と児童・生徒の日常的な触れ合いや心の交流を大事にしながら信頼関係を確立し、積極的な生徒指導を通して対応してまいります。

特に、いじめに対する対応については、いじめを受けている子どもの苦痛をしっかりと受けとめること、あくまでもいじめられている子どもの側にたって観察、相談、指導体制を整えることでもあります。更に、日常的に好ましい学級づくりに心がけ、子どもたちの交友関係を風通しのよいものとするのであります。『明るく、元気で、楽しい学級づくりが、いじめ根絶の切り札である』との共通認識にたち、学校への指導を強めてまいります。

また、子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であることから、事件・事故に巻き込まれるこ

とのないよう安全指導の充実に努めます。このため、保護者や地域の方々、関係機関との連携を密にし、学校支援地域本部事業を活用して登・下校時の安全確保の体制づくりを進めます。あわせて、耐震化を含めた安全な校舎環境の整備に努めてまいります。

交通事故防止につきましては、日常の安全教育を徹底し、引き続き事故の防止に努めます。

次に、教職員の研修と資質向上についてであります。「教育は人なり」と言われるように、学校教育に直接携わっている教職員の役割は極めて重要であります。このため、教職員一人ひとりが日常の子どもとのかかわりを通して、生活実感を共有し、広く社会性を身につけ、地域に根ざした教育を進めなければなりません。このため、教職員は、絶えず研修の重要性を認識し、専門性を高めることが重要であると同時に、豊かな人間性の確立に努めなければなりません。

教職への愛着と誇りを確かなものとし、情熱あふれる教職員の育成・指導に努めてまいります。

Ⅲ. 心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進に努めます。

市民が心豊かに学習し、充実した人生の確立をめざす社会教育の推進は、少子・高齢化が進む現在、極めて重要であり、積極的な事業展開が求められています。本市の社会教育目標である「ゆとりある人生を求め、生涯にわたり楽しく学び、みんなでつくるわたしたちのまち」の実現をめざし、積極的な取り組みを進めます。

まず始めに、本市の厳しい財政状況から、公民館の休館、郷土館の廃館に加え、昨年度は、文化会館、スポーツセンター、武道館の全面休館など関係者のご理解を得ながらすすめてまいりました。今後は、体育関係につきましては、総合体育館、社会教育関係につきましては、交流センターみらい、東公民館に集約し、利用者のご理解を得ながら、効率的、効果的な管理、運営に努めてまいります。

青少年教育については、事業の拡大と指導者養成、体験学習の促進をねらいとして、引き続き青少年健

全育成事業、ふるさと少年教室などの充実をめざします。また、子どもたちを事件・事故から守り、安全、安心を確保するため、青少年センターを中心とし、地域住民との連携を図り、登下校時のパトロールをはじめ各種の取り組みを進めます。特に、子どもの虐待など児童福祉の分野で取り上げられている諸課題についても、関係機関との連携を密にして取り組んでまいります。

次に、成人・女性・高齢者教育についてであります。生涯を通して、豊かで充実した人生の創造は、常に学びの姿勢をもつことが基本となります。そのため、地域社会のコミュニティづくりの活性化をめざし、公民館講座、趣味・教養講座などの学習機会の積極的な活用、また、人材バンクを含めた指導者の発掘・養成など、地域社会に密着した学習機会の充実に努めます。

市民が芸術・文化に親しみ、ゆとりとふれあいを大事にします。このため、各種イベントを中心に、文化教養事業を奨励するなど、市民の文化への理解と関心を高め、文化協会と連携し、地域に根ざした特色ある芸術・文化の振興に努めます。

読書活動の振興と図書館運営についてであります。

図書館運営については、市民が親しみ、利用しやすい図書館をめざし、図書ならびに各種情報の整備、充実を図ってまいります。また、「子ども読書活動推進計画」にもとづき、学校教育はもとより子どもたちが一層読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。「ブックスタート」、「絵本読み聞かせ」事業については、引き続き取り組み、内容の充実に努めてまいります。

市民の健康増進をめざし、スポーツの振興に努めます。このため、子どもからお年寄りまで、また、生涯の如何にかかわらずスポーツを通して、心身ともに健康で豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現をめざし、健康づくり、体力づくりをはじめ、年齢、体力、技術に応じた多様な競技スポーツ、レクリエーションスポーツ活動を支援してまいります。

また、スポーツ関係団体との連携を密にし、指導者の育成と体育協会の自主運営を促進します。

IV. 学校・家庭・地域の連携のもと、教育の総合力で、活力ある地域社会の創造に努めます。

教育は、学校・家庭・地域のもつ機能が存分に発揮され、お互いの連携が図られたとき、教育の総合力として機能するのであります。それは、同時に、地域コミュニティとしての連帯感であり、活力のある地域社会の創造へと繋ぐこととなります。このため、地域の教育行政を担う教育委員会の役割は極めて重要であります。教育委員会は、19年度の法律改正により、教育行政の事務の管理、執行状況について点検・評価を行い公表することとしました。本市にあっても今後、毎年度、点検・評価を通じ教育行政の着実な推進に努めてまいります。

次に、赤平の教育は、“地域に信頼される赤平の教育を創ろう”をテーマにとりくんできました。それは、地域のイベントに市内の全小・中学校が積極的に参加することです。学校は、地域の学校であり、教職員は、地域の住民であることの自覚が地域イベントへの参加を通じて確実に芽生えてきています。開かれた学校をめざし一層の充実した取り組みを進めます。

また、設立7年を経過した赤平市教育研究推進協議会は、信頼される赤平の教育づくりの中心的な役割を担い専門性を高めるための教育研究はもとより、地域のイベントへ積極的にかかわっています。赤平の子どもたちを中心に据え、教職員はもとより、教育行政をはじめ教育関係団体、そして、保護者、地域住民が一体となって取り組むことにより、教育をめぐる今日的な課題解決が図られます。今後とも、赤平市教育研究推進協議会の一層の充実、発展をめざします。

地元唯一の高校である、赤平高校についてであります。一時、存亡の危機にたたされた赤平高校が、高校自らの各種の取り組みを通して、確実に自信をつけ信頼回復に努めています。しかし、中卒者の大幅減少などで、赤平高校は依然として厳しい状況下

にあります。

道教委の示す「新たな高校教育に関する指針」により、平成21年から23年までの公立高等学校配置計画案には盛りされていないものの、赤平高校存続の運動をより一層強力に展開しなければなりません。

V. おわりに

以上、平成21年度の教育行政執行方針について申し述べました。昨年度に引き続き厳しい財政状況下で、今年度の教育行政を進めることとなり、新たな施策を展開するには財政的な制約を受けることとなりますが、限られた財源の中で、最大限の効果を発揮すべく、初心に返って、未来を背負って立つ子どもたちからお年寄りまで、豊かで、快適な教育環境づくりをめざし、PTA連合会をはじめ、教育関係諸団体との連携を密にし、本市の教育・文化・スポーツの振興に努めてまいります。

市議会をはじめ市民の皆さんの教育行政に対するより一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成21年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第6 議案第182号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第183号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕赤平市財政健全化計画に基づきまして、さまざまな分野で継続して行財政改革を推進しているところでございますが、議案第182号及び議案第183号につきまして関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

議案第182号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

厳しい財政状況のもと、特別職であります市長、副市長及び教育長の月額給料につきましては、本年度本則との比較におきまして市長は50%、副市長は40%、教育長は32%とそれぞれ減額をしておりますが、今般財政状況をかんがみ、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間、市長は37.6%、副市長は28.3%、教育長は21.5%と減額率を改めるため条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、赤平市特別職の給与に関する条例の改正でございますが、さきにご説明させていただきましたとおり減額率を改め、月額給料を平成21年4月1日から平成22年3月31日の間、市長につきましては53万6,000円、副市長につきましては50万3,000円とするべく附則第2項を改めるものでございます。

次に、第2条、赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正であります。教育長の給料月額につきましても特別職と同様、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間、減額率を改めまして47万4,000円とするため附則第3項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第183号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

特別職と同様、厳しい財政状況から職員給与につきましては平成20年度に限り月額給料を各級別に21%から23.5%と段階的に減額してきたところでございますが、今般財政状況をかんがみ、平成21年度につきましては一律12.5%の減額に改めるものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第11項でございますが、さきにご説明させていただきましたとおり、職員の給料月額につきまして平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、

12.5%の減額とする改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第182号及び議案第183号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第182号、第183号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第182号、第183号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市勲君、太田常美君、林喜代子さん、獅畑輝明君、植村真美さん、若山武信君、谷田部芳征君、宍戸忠君、五十嵐美知さん、以上9名を指名いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第8 議案第184号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第184号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の改

正が行われ、租税特別措置法第68条の69第3項第6号の規定に基づきます優良住宅の認定の事務につきましては市町村が処理する事務として追加され、平成21年1月1日に施行されることになりましたことなどから所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表中、第9項につきまして、北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の改正等により引用しております租税特別措置法の条等の追加、改正を行うため改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成21年1月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第184号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第9 議案第185号赤平市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第185号赤平市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

学校保健法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されますが、引用しております法律名の改正等がございましたことから所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資

料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条第2項第2号でございますが、学校保健法の改正による法律の題名の改正や条の改正がございましたことから、引用しております学校保健法を学校保健安全法に改め、さらに条ずれを改めるため号の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第185号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第10 議案第186号赤平市営テニスコート条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第186号赤平市営テニスコート条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

赤平市営テニスコートには、スポーツセンターテニスコートや平岸テニスコートを含む5つのテニスコートがございます。使用料につきましては、スポーツ活動の普及振興を図るため、これまで無料としてきたところでございますが、スポーツセンターテニスコートにつきましては、夜間照明設備は維持経費との考えから廃止するものの、コートの使用や近隣市町における料金体系、さらには受益者負担の観点などから、今般コートの使用料については有料とし、さらに平岸テニスコートにつきましては平岸公園内に位置しておりますが、利用者等の減少等から廃止するものとし、条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第2条につきましては、施設の廃止に伴い、表から平岸テニスコートの項を削除するものでございます。

第6条につきましては、スポーツセンターテニスコートの使用料の規定の追加のため、条を改正するものであります。

第7条につきましては、使用料の減免を規定した条の追加をするものであります。

第8条につきましては、使用料の還付を規定した条の追加をするものでございます。

第9条から第13条までの規定につきましては、第7条と第8条の条の追加によりそれぞれ条を繰り下げる改正でございます。

別表につきましては、第6条第1項関係の使用料の規定による表として追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第186号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第186号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第11 議案第187号赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に關

る条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第187号赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

児童福祉法の改正によりまして、平成21年4月1日から養育者の住居において要保護児童を養育いたします小規模住居型児童養育事業が創設されますことから、赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例であります。第3条第2号につきましては、さきにご説明させていただきましたが、児童福祉法の改正に伴いまして小規模住居型児童養育事業を行う者について加えるため字句を追加するものでございます。

赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例につきましては、赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例同様、第3条第2号につきまして小規模住居型児童養育事業を行う者につきまして字句を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第187号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 議案第188号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第188号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年4月1日より国民健康保険法の改正に伴いまして、退職者医療制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満に改められましたことから退職被保険者等の人数は激減し、被用者保険等代表委員を運営協議会委員に参加させる基準といたしまして示されております退職被保険者1,500人以上に満たなくなりましたことから、被用者保険等保険者を代表する委員につきましては廃止するとして改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第2条第1項でございしますが、被用者保険等保険者を代表する委員を規定しております第4号を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第188号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第188号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(鎌田恒彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第13 議案第189号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第189号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しをさせていただいておりますが、介護保険法第129条第3項の規定によりまして、平成21年度から平成23年度までの介護保険事業の期間に係る新たな保険料率を定めるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条につきましては、平成21年度から平成23年度までの保険料率として定めるものでありますが、6段階を7段階と区分を細分化いたしまして保険料を規定し、同時に引用しております政令の条等を改めるため改正するものであります。

第6条第3項につきましては、第4条の改正に伴いまして引用する政令の条等を改めるため改正するものであります。

附則第1条といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

附則第2条につきましては、介護保険法施行令附則第11条第1項及び第2項に規定する者の平成21年度及び平成22年度における保険料率の特例を規定し

たものでございます。

附則第3条につきましては、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとして経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第189号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第189号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第14 議案第190号赤平市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第190号赤平市都市公園条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市都市公園の一つであります平岸公園は、昭和48年に都市計画決定をし、供用を開始した公園でございますが、平岸新光団地の完成などによりまして地域住民の誘導性や防災上の観点から一時避難地として考慮した公園の再配置を検討いたしまして、現在空き地となっております公営住宅の跡地に移設を行うこととしたことから条例の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第1の改正でございますが、平岸公園の位置を赤平市平岸新光町5丁目34番地に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年6月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第190号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第190号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第15 議案第191号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第191号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進計画につきましては、平成16年12月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、事業の実施に伴い、内容の一部が変更となりましたことや過疎債の充当を見込んでいる事業の

追加のため本計画の一部を変更するものでございます。

以下、具体的な変更の内容につきまして、別紙によりご説明申し上げます。

福住平岸線改築事業でございますが、片側歩道3.5を片側歩道2.5に変更するものであります。

また、同じ（1）、市町村道道路に事業主体が市であります学園通り歩道舗装改修事業、Lイコール110、Wイコール1.7を追加し、さらに5、医療の確保、（3）、その他に事業主体を市といたしまして医師等住宅改修事業を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第191号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第16 議案第192号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第192号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

幼稚園児及び中学生等のスクールバスとして利用しておりますやすらぎ号は、平成4年度に購入いたしまして既に16年が経過、走行距離も32万6,000キロメートルに達しておりますことから、近年は老朽化が著しく、修理に係る費用が増大しており、修理回数増加や修理期間の長期化は運行計画に支障を来しており、今般更新するものであります。

新たに購入するスクールバスにつきましては、毎日の登下校時におけるバスの出動台数を3台から2台に減らし、運転手の負担軽減、安全の確保が図ら

れるよう現在の42人乗りから乗車定員61人の大型バスとするものでございまして、契約の方法につきましては市内業者5社を指名し、2月20日に入札を執行したところであり、予定価格が2,000万以上となるため議会の議決を求めるものでございます。

議案第192号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、取得財産、大型自家用バス。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、金2,073万4,350円。

4、契約の相手方、赤平市美園町1丁目56番地、ハヤサカ自動車工業株式会社代表取締役、早坂喜幸。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところでございまして、納期は平成21年7月31日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第192号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第17 議案第193号財産の処分についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第193号財産の処分につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

旧恵光園、旧豊里保育園に係る土地の売却につきましては、建物の除却費を考慮して最低売却価格を

設定し、平成19年10月4日に公告及び広報に掲載するなどご案内をさせていただいておりましたものの、入札の申し込みはございませんでしたが、今般東京都八王子市の有限会社Def Agentより申し込みがあり、売却するものであります。この土地の処分につきましては、建物の除却費を控除する前の売却予定価格が3,179万5,320円と2,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記の財産について議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、売り払う財産、旧恵光園、旧豊里保育園に係る土地、種類は土地、所在地は赤平市昭和町3丁目81番地1でございます。種目は宅地、数量は1万7,002.31平方メートルであります。

2、売却価格は200万円。

3、契約の相手、東京都八王子市中町1—12、有限会社Def Agent代表取締役、五十嵐勝平であります。

なお、売却価格につきましては、今般鑑定をいただきました単価、坪6,182円より算出した額から建物の除却費を控除し、算定した額といたしております。参考といたしまして、位置図を添付をしておりますので、ご参照願います。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市勲君。

○6番（北市勲君） ただいまの財産処分について若干お尋ねいたしたいと思えます。

今この今まで入札で応札がないところで、売れなかった財産がこのたび買っていただける会社が出てきたということは非常にありがたい話なのですが、これはいわゆる赤平市民の財産の処分です。ただいま買っていただける会社の名前と代表取締役の名前が出されましたけれども、実際どういう会社なのか、私どもは内容がわかりません。いわゆるあそこの近辺にも住人がいるわけですから、このようなところ

が、その目的は別としても買っただけの会社がどのような規模で、どのような事業をなされているのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 今般買っただけの会社、今ご説明しました東京都八王子市の有限会社 Def Agent という会社でございますが、東京都のほうで焼肉店、これをグループで四、五軒ですか、経営してまして、そのグループ会社の一つの有限会社 Def Agent さんが今般買っただけのことになりました。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第193号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第18 議案第194号公の施設の指定管理者の指定について、日程第19 議案第195号公の施設の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第194号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、次のとおり指定管理者の候補者として選定いたしましたので、指定に当たり議会の議決を要しますことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うためご提案するものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地であります。

（1）として名称、赤平市保養センター、所在地、赤平市幌岡町377番地1、（2）として名称、赤平市ケビン村、所在地、赤平市幌岡町377番地1、（3）として名称、赤平市エルム高原家族旅行村、所在地、赤平市幌岡町375番地1、（4）として名称、赤平市エルム高原オートキャンプ場、所在地、赤平市幌岡町392番地1であります。

次に、2、指定管理者となるべき団体の名称は、株式会社赤平振興公社、主たる事務所の所在地は赤平市泉町4丁目1番地、代表者の氏名は代表取締役、大坂晃であります。

次に、3、指定期間であります。平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上で議案第194号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第195号公の施設の指定管理者の指定について（赤間地区共同浴場外1施設）でございますが、前議案同様、地方自治法第244条の2第6項の規定により、別紙のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うため提案するものでございます。

別紙をごらんください。指定管理者に管理を行わせる公の施設及び指定管理者となるべき団体であります。赤間地区共同浴場につきましては赤間地区共同浴場組合を、住友地区共同浴場につきましては株式会社赤平振興公社をそれぞれ指定管理者となるべき団体とするものでございます。

指定期間につきましては、赤間地区共同浴場につきましては平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、住友地区共同浴場につきましては平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上、議案第194号及び議案第195号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入り

ます。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第194号、第195号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第20 議案第196号市道の認定について、日程第21 議案第197号市道の廃止についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第196号市道の認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道認定の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、国、北海道によります道路再編に伴う道道芦別赤平線の区域変更で、現道道の一部が市に引き継がれることになりましたことから市道認定するものでございます。

整理番号16号、路線名、百戸本通、起点、百戸町東1丁目2番6地先、終点、東豊里町274番2地先、幅員56.5メートルから14.0メートル、延長2,316.3メートルであります。

整理番号397号、路線名、文京赤間通、起点、東文京町1丁目1番4地先、終点、字豊里105番3地先、幅員98.7メートルから12.1メートル、延長2,039.1メートルであります。

続きまして、議案第197号市道の廃止につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づきまして、市道廃止の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、前議案同様、国、北海道によります道路再編に伴う道道芦別赤平線の区域変更に伴いまして廃止

するものでございます。

整理番号16号、路線名、百戸本通、起点、百戸町東1丁目2番6地先、終点、エルム町2番3地先、幅員29.5メートルから14.0メートル、延長691.7メートルでございます。

整理番号397号、路線名、文京赤間通、起点、東文京町1丁目1番4地先、終点、字豊里66番5地先、幅員23.2メートルから15.0メートル、延長991.9メートルであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第196号、第197号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第22 議案第198号和解についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第198号和解につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般和解いたします相手方におきましては、平成17年12月6日、転倒し、左橈骨を骨折いたしましたことから市立赤平総合病院整形外科を受診し、同日に入院、同月12日に手術を行い、骨の整復とプレートの埋め込みを実施いたしました。その後、経過は良好となり、同月15日に退院し、翌年3月8日に受診、経過が良好でありますことから再度入院し、同月16日に埋め込んでありました金属プレートを抜釘し、同月18日に退院いたしました。しかし、同月21日に左手の痛みと腫脹を訴え受診いたしまして、左橈骨動脈からの出血があり手術いたしましたが、骨

折の影響により動脈の壁が傷害されていましたことから血管縫合は困難と判断、橈骨動脈を結紮いたしました。同月28日、左手尺骨動脈からの血流があることを確認し、術後経過も良好であったことから退院となりました。その後、左手の痛みや全身のしびれ、動脈を結紮したことへの不安を訴えまして当院の整形外科や内科外来を受診しておりますが、動脈を結紮したことが全身症状になってあらわれているとして、その補償を求め話し合いをしてきたところでございます。

今般双方協議の上、治療手技上の過誤はございませんが、患者側が期待する治療の効果が十分になかったことから見舞金として60万円を支払うことで合意する見込みとなり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市勲君。

○6番（北市勲君） ただいまの和解についてお尋ねをいたしたいと思います。

和解の内容として、術後の経過の中で全身症状が改善されないということで、患者側が期待する効果が得られなかったと。こういうことがあったのは非常に残念なのですが、患者さんにしてみれば和解して傷の痛みが消えるわけではないけれども、心の痛みは若干消えるのかなと。こういうことで残念なことだと思っておりますけれども、ここに和解の内容として期待される治療の効果が十分得られなかったと、こういう表現の仕方は、私どもが病院にかかるときにどういう気持ちで病院にかかるのかと。病人が病院で受診するということは、やはり全快を求め、手術は成功を求め、病院にかかるわけです。そうすると、当然そこで全快する方もいるし、しない方もいる。場合によっては、病状が悪化して亡くなられる方もいると。これは、完全に期待される効果が得られなかったと、こういうことになるのではないかと思います。こういう和解の内容で将来に影響

を及ぼさないのかと。逆にこのことが次から次へと出てくる可能性は考えられないのかと、そのことをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） ただいまのご質問についてでございますが、事件の経過の中でも触れておりますが、患者さんにつきましては今議員もおっしゃったとおりに完治を期待するということは確かにあるかと思えます。現実問題、手技上のミスとか、そういったものは一切ございませんが、やはり出血を予見できたかどうかという問題もございまして、それが100%うちに過誤がないということをお願いできない一つの要因にもなっているのかなと思っております。そういった意味合いから、患者さんは動脈を結紮すること自体に対する異議ということも申し立てておりますし、ただ当時の状況としてはやはりそれをやるのが最善の方法という判断の中で実施をしております。そういった中では、やはり患者さんが期待してもとに戻るといような状況がなかったということに対しては、双方協議の中で今回和解の見舞金という形でお支払いすることで決着をつけたわけでありまして、今議員もお話があったとおりに今後そういったものが出てこないのかということなのですが、やはりこの辺は医師並びに医療技術者がいかに患者さんに対して説明責任を果たしていくかということによって、そういったことも防ぐ要因にもなるのかとは思いますが、やはり100%それで今後出ないという保証は、お話があったとおりにないのかなという気はしております。今後このようなことがないよう、やはり十分に患者さんに対する説明等も医師に対して求めていくものであります。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第198号につ

いては、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第23 議案第199号平成20年度赤平市一般会計補正予算、日程第24 議案第200号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第25 議案第201号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第26 議案第202号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計補正予算、日程第27 議案第203号平成20年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第28 議案第204号平成20年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第29 議案第205号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第30 議案第206号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第31 議案第207号平成20年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第32 議案第208号平成20年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第199号平成20年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,477万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,796万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によります。

次に、3ページをお願いいたします。第2表の地方債補正であります。追加といたしまして減収補てん債の限度額を410万円とするものであります。これにつきましては、本年度の市民税法人税割と利子割交付金の減収見込みに対し、地方財政法の規定

により発行が認められるものであります。利率や償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、変更といたしまして地方公営企業等金融機構出資事業の130万円の減額補正のほか7件であります。補正後の限度額等につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、今回の補正の内容につきましては年度末となりますので、事業の終了による精算額あるいは決算見込みによる計数整理が多いため、特徴的な点についてのみご説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分として2,480万5,000円の減額であります。景気低迷や市職員の人件費削減などの影響によるものであります。

同じく項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分として969万9,000円の増額であります。平成19年度に空知産炭地域総合発展基金の新産業創造等助成を活用し、機械整備等を行った企業の償却資産の増加などによるものであります。

次に、3ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1住友地区共同浴場使用料として139万5,000円の増額であります。本年4月からの料金改定を目前に控え需要が増加したものであります。

同じく項2手数料、目2衛生手数料、節3ごみ処理手数料の現年度分として1,268万4,000円の減額であります。じん芥処理場で300万円の減収、指定ごみ袋等で約1,000万円弱の減収を見込むものであり、市広報紙等を通じたごみの減量化が一定程度成果を上げたことによるものと予想しております。同じく節4し尿処理手数料の現年度分として808万8,000円の減額であります。水洗化の普及などによるものであります。

同じく款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節9生活保護費国庫負担金として1億1,262万3,000円の減額につきましては、歳出と

も連動いたしますが、主に医療扶助費の診療報酬支払基金に対する精算行為によるものであります。

次に、5ページをお願いいたします。款14道支出金、項2道補助金、目1民生費道補助金、節1社会福祉費道補助金の地域活動支援センター等運営事業として64万4,000円の増額であります。障害者自立支援法における地域活動支援センター等運営事業費の確定によるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として570万円の増額であります。旧恵光園跡地等の売払収入を計上するものであります。

同じく目2物品売払収入の不用品売払収入として116万9,000円の増額であります。じん芥処理場の油圧ショベルや旧百戸小学校のグランドピアノの売払収入等を計上するものであります。

款16寄附金、項1寄附金、目3社会福祉事業寄附金として500万円の増額であります。市内企業からの寄附金を計上するものであります。

同じく目5ふるさとガンバレ応援寄附金として122万9,000円の増額であります。12月補正以降の寄附金を計上するものであります。

款17繰入金、項2基金繰入金、目3まちづくり・人づくり基金繰入金として136万円の減額であります。主に市民団体を対象とした助成金の実績がなかったことによるものであります。

款19諸収入、項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節1空知産炭地域基盤整備事業助成金収入として1,071万2,000円の減額であります。公営住宅や道路整備事業など基金充当事業の事業費確定によるものであります。

7ページをお願いいたします。同じく目2雑入、節21北海道市町村振興協会助成金収入として150万円の増額であります。12月補正で計上した総合行政ネットワークシステム提供設備の共同化に要する経費に対する助成金を計上するものであります。

款20市債、項1市債、目2土木債、節2市町村振興基金道借入金として総額570万円の増額でありま

すが、赤平駅前広場整備事業及び公営住宅等情報システム整備事業に対して起債を充当するものであります。

次に、歳出であります。8ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目2庁舎管理費、節11需用費の燃料費として197万円の減額であります。一時的に原油価格の高騰があったものの、暖房費として最も消費が多い冬期間に価格が下がったため減額するものであり、以降各施設予算についても同様の理由により減額しております。なお、一般会計全体の燃料費について、このたびの補正後と当初予算を比較いたしますと総額1,277万9,000円の減額となっております。

同じく目6会計管理費、節11需用費の印刷製本費として14万6,000円の増額であります。財務会計システム導入に伴う各種支払い通知用はがき等の作成に要する経費を計上するものであります。

同じく目7財産管理費、節12役務費の鑑定手数料として7万9,000円、同じく節13委託料の市有地分筆測量として48万2,000円の増額であります。歳入でもご説明したとおり旧恵光園跡地等の市有地売却に要する経費を計上するものであります。

次に、10ページをお願いいたします。同じく目9企画費、節25積立金のあかびらガンバレ応援基金として123万円の増額であります。歳入でご説明申し上げた寄附金を積み立てるものであります。

同じく目15市民生活費、節19負担金補助及び交付金の町内会街路防犯灯維持管理事業として29万3,000円の増額であります。電気料金の改定によるものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金として137万7,000円の減額であります。社会福祉協議会の職員の人件費削減によるものであります。同じく節20扶助費の福祉灯油として110万4,000円の減額であります。1,209件に対する交付実績によるものであります。同じく節25積立金の社会福祉事業振興基金として50万円の増額であります。歳入でもご説明申し上げ

げた寄附金を積み立てるものであります。

次に、12ページをお願いいたします。同じく節28繰出金の国民健康保険特別会計として8,331万1,000円の増額であります。大きく分けて2つの要因があります。まず、後期高齢者医療制度がスタートしたことにより、国民健康保険税軽減該当の被保険者数並びに世帯数が減少したことにより軽減額も約3割程度減少したこと、いわゆる繰り出し基準に基づく一般会計繰り出しが約6,600万円減額となりました。また、もう一つの要因としては、既に予備費が9億円を超える状況となっており、事実上剰余金となることから、国保や病院会計の累積赤字または不良債務解消を赤平市財政健全化計画改訂版より1年分を前倒しし、それぞれの会計に対してさらに1億5,000万円を繰り出すものであります。よって、先ほどの後期高齢者医療制度の影響による繰り出し額と相殺し、8,331万1,000円を増額するものであります。

同じく目2障害者福祉費、節13委託料の障害者支援システム改修として52万5,000円の増額であります。平成21年度の制度改正に向けてシステム改修に要する経費を計上するものであります。

同じく目3老人福祉費、節23償還金利子及び割引料として111万1,000円の増額であります。平成19年度高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の精算還付金であります。

同じく目4後期高齢者医療費、節13委託料として140万7,000円の増額であります。制度改正により7割軽減対象者の一部が9割軽減となることなどから、それに伴うシステム改修経費を計上するものであります。

同じく目7国民年金費、節13委託料として29万4,000円の増額であります。社会保険庁に移管する国民年金名簿データの一括出力のためのシステム改修に要する経費を計上するものであります。

次に、14ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費、目2扶助費、節20扶助費のうち医療扶助費として1億1,776万2,000円の減額であります。

歳入でもご説明申し上げたとおりであります。

次に、16ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費、節19負担金補助及び交付金の中空知衛生施設組合負担金として26万9,000円の増額であります。火葬場使用料減免対象者分の負担金を計上するものであります。

同じく目7住友地区共同浴場費、節11需用費の修繕料として31万円の増額であります。ろ過器の修繕に要する経費であります。

同じく項2清掃費、目1じん芥処理費、節19負担金補助及び交付金の中空知衛生施設組合として584万1,000円の減額であります。ごみの減量化によるものであります。

同じく項2清掃費、目2じん芥処理場費、節11需用費の光熱水費として19万7,000円ではありますが、電気料金改定の影響によるものであります。

同じく目3し尿処理費、節11需用費の光熱水費として133万5,000円の増額であります。主に下水投入量の増加によるものであります。

次に、18ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目2エルム高原施設費、節11需用費の修繕料として74万2,000円の増額であります。温泉パネルヒーターやエアコン室外機など緊急修繕に要する経費を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金の保養サービス事業補助金として48万円の増額であります。本年度の利用実績見込みに応じて増額するものであります。

次に、20ページをお願いいたします。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金として1,865万1,000円の減額であります。主に石狩川流域下水道組合負担金還付金収入の計上によるものであります。

同じく項5住宅費、目1住宅管理費、節28繰出金として663万3,000円の増額であります。土地造成特別会計において福栄地区の宅地2区画分譲収入が減額となったことによるものであります。

次に、22ページをお願いいたします。同じく目2地域住宅建設費、節15工事請負費として総額601万2,

000円の減額であります。入札による執行残経費を計上するものであります。

次に、24ページをお願いいたします。款10教育費、項4中学校費、目1学校管理費、節11需用費の光熱水費として300万円の増額であります。上下水道使用料の増加によるものであり、同じく修繕料として21万3,000円の増額につきましては暖房器具等の修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、26ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1公営企業費、目2病院公営企業費として1億5,000万円の増額であります。国民健康保険特別会計繰出金でもご説明したとおり、不良債務解消分の繰り出しをさらに1年前倒しするものであります。

款14予備費として1億4,813万7,000円の減額であります。国保並びに病院会計に対し、さらに1億5,000万円をそれぞれ繰り出しているためであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第200号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,720万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,097万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税として総額1,800万6,000円の減額、款2国庫支出金、項1国庫負担金として総額5,442万6,000円の減額、款3療養給付費交付金として608万2,000円の増額であります。いずれも決算見込みによるものであります。

款4前期高齢者交付金として9,632万5,000円の増額であります。社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づくものであります。

次に、3ページをお願いいたします。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として8,333万1,000円の増額であります。一般会計でもご説明申し上げたとおり累積赤字解消のための繰出金を1年前倒しするため、さらに1億5,000万円を増額し、その他決算見込額による繰出金と相殺するものであります。

款8諸収入、項3雑入、目6雑入、節2雑入の財源不足額補てん収入として1億6,897万7,000円の減額であります。本補正によって累積赤字は5億1,523万1,000円まで改善することとなります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金として2,878万7,000円の減額であります。決算見込みによるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費、節13委託料として127万5,000円の減額であります。保健師及び栄養士資格を持った委託者がいなかったため減額するものであります。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金として22万6,000円の増額であります。平成19年度退職者療養給付費等交付金の精算還付金などを計上するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第201号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,223万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入の款2繰入金の減額並びに款5国庫支出金の増額、さらに2ページの歳出の款1総務費の増額補正であります。いずれも決算見込みによるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第202号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の土地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,716万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入として690万2,000円の減額であります。福栄団地の宅地2区画について本年度は未売却の見通しとなったことから分譲収入を減額するものであります。

また、2ページの歳出につきましては、それぞれ決算見込みによるものであります。

以上で土地造成事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第203号平成20年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

288万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,862万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更といたしまして下水道整備事業の限度額を50万円減額し、2億3,730万円といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。歳入の主な増減としましては、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料として432万円を増額、さらに3ページの款6諸収入、項2雑入、目3過年度収入の石狩川下水道組合負担金納入還付金として1,221万5,000円を計上し、戻りまして2ページの款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として1,865万円を減額するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費並びに款2公債費につきましては、それぞれ決算見込みによるものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第204号平成20年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 霊園使用料として108万3,000円の増額、同じく項2 手数料、目1 霊園管理手数料として37万6,000円の増額であります。それぞれ貸付実績によるものであります。

2 ページをお願いいたします。歳出であります。今回の補正で歳入が歳出を上回る額について、款2 予備費に形式的に計上するものであります。

以上で霊園特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第205号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,701万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入から項4 特定入所者介護サービス等収入まで、それぞれ本年度の決算見込みによるものであります。

次に、4 ページをお願いいたします。歳出であります。款1 総務費、項1 愛真ホーム施設管理費、目1 一般管理費、節25積立金として4,738万4,000円の減額であります。本年度においては愛真ホーム運営管理基金への積み立てを取りやめ、剰余金が確定した後の新年度に積み立てることとし、款4 予備費に形式的に計上するものであります。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第206号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣

旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,827万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,939万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款5 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金として227万2,000円を減額し、本年度の基金取り崩しを582万円といたします。

次に、4 ページをお願いいたします。歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13委託料として97万7,000円の増額であります。介護報酬改定に伴うシステム改修経費を計上するものであります。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費から6 ページの項4 特定入所者介護サービス費に至る補正につきましては、それぞれ決算見込みによるものであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第207号平成20年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成20年度赤平市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を1,581万1,000円減額し、3億4,003万3,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を111万6,000円減額し、2億8,591万8,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額を729万円増額し、9,126万円といたします。

支出の第1款資本的支出の補正予定額を450万7,000円減額し、1億3,688万円といたします。これら資本的収入、支出における4,562万円の不足額は減債積立金2,322万円、過年度分損益勘定留保資金2,240万円で補てんし、措置するものであります。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を730万円増額し、6,570万円といたします。

2ページをお願いいたします。平成20年度赤平市水道事業会計予算実施計画書について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、最初に収入であります。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として1,666万6,000円の減額であります。人口減少や節水等による使用水量の減少によるものであります。

同じく目2受託工事収益として2万5,000円の増額であります。給水装置工事申し込み件数の増加によるものであります。

同じく目3その他の営業収益として83万円の増額であります。移設補償、漏水補償に伴うものであります。

次に、3ページをお願いいたします。支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費として123万4,000円の増額であります。主に動力に係る電気料金の改定に伴うものであります。

同じく目2配水及び給水費として87万円の減額、目4総係費として6万円の減額であります。それぞれ決算見込みによるものであります。

同じく項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として97万円の減額であります。主に一時借入金の減額によるもので、目2消費税及び地方消費税として45万円の減額であります。給水収益等の減少によるものであります。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支

出における収入であります。款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として730万円の増額であります。主に配水施設改良費の増額設計変更に伴い、起債対象がふえたことによるものであります。

次に、支出であります。款1資本的支出、項1建設改良費の補正の内容につきましては、決算見込みによるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。平成20年度赤平市水道事業予定貸借対照表であります。

7ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は5,411万5,000円となり、利益剰余金合計が1億5,184万5,000円を見込むものであります。

以上で赤平市水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第208号平成20年度赤平市病院事業会計補正予算(第5号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成20年度赤平市病院事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

第2条、平成20年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。入院患者延べ数を1,120人減とし、計5万2,170人といたします。外来患者延べ数は1万3,268人減とし、計8万428人といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額1億6,646万円を減額し、計21億5,957万1,000円といたします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額1億1,805万5,000円を減額し、計21億2,482万7,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額13億7,677万8,000円を増額し、計15億4,919万円といたします。

支出といたしましては、第1款資本的支出の補正予定額672万円を減額し、計2億496万9,000円といたします。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額2,071万9,000円を減額し、計12億1,708万9,000円といたします。

第6条、予算第7条に定めた棚卸資産の購入限度額9,029万1,000円を減額し、2億5,863万7,000円といたします。

第7条、予算第8条に定めた企業債予定額を次のとおり補正いたします。追加といたしまして、公立病院特例債の限度額を13億8,220万円とするものであります。

次に、変更といたしまして、医師等住宅改修事業債の限度額を1,620万円に減額するものであります。

3ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。第1款病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益として2億824万1,000円を減額し、計10億564万3,000円といたします。

目2外来収益として1億573万7,000円を減額し、計5億1,431万7,000円といたします。

目3その他医業収益として751万7,000円を減額し、計1億8,325万4,000円といたします。医業収益につきましては、年度途中での医師退職に伴う医師不足における診療抑制等により患者の大幅な減少を補正するものであります。

項2医業外収益、目3その他医業外収益として503万5,000円の増額につきましては、医療事故保険金確定等による増額であります。

項3特別利益、目2その他特別利益として1億5,000万円の増額につきましては、不良債務解消分として一般会計からの繰入金をさらに増額するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であり

ますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として2,071万9,000円の減額であります。給料で2,422万7,000円の減、手当で2,988万3,000円の減、賃金で1,175万9,000円の増、報酬で1,843万円の増であります。医師等の医療職職員の退職による減並びに出張医の派遣増及び臨時職員等の採用による増額であります。

目2材料費として9,754万1,000円の減額であります。患者の減少により薬品費等を減額するものであります。

目3経費として753万円の減額であります。各費用の決算見込みによるものであります。

目4減価償却費、目5資産減耗費につきましては、資産の増減等による金額を計上するものであります。

目6研究研修費として43万3,000円の増額であります。決算見込みによるものであります。

5ページの項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として300万円の増額であります。一時借入金利息を増額するものであります。

目2消費税及び地方消費税として100万円の増額であります。申告消費税を見込み、増額するものであります。

目3その他医業外費用として60万円の増額であります。和解により賠償金として支出するものであります。

項4医師確保対策費用、目1経費として322万1,000円の増額であります。決算見込みによるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項4企業債、目1医師等住宅改修事業債として140万円の減額であります。事業費の精算によるものであり、また過疎対策事業債として810万円を見込むことにより医師等住宅改修事業債として950万円を減額するものであります。

目2公立病院特例債につきましては、13億8,220万円を見込むものであります。

項5空知産炭地域基盤整備事業助成金収入として

400万円の減額であります。事業費の精算によるものであります。

次に、支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目2医師等住宅改修事業費として531万円の減額であります。事業費の精算によるものであります。

次の8ページは、資金計画書、9ページ、10ページは給与費明細書であります。説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業予定貸借対照表であります。

11ページ、6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度の純利益は3,474万4,000円を見込むものであります。

以上、議案第199号から第208号まで一括して提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第199号、第200号、第201号、第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第199号、第200号、第201号、第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第199号、第200号、第201号、第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時21分 再開)

○議長(鎌田恒彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) お諮りいたします。

ただいま市長から議案第221号赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第222号平成20年度赤平市一般会計補正予算、議案第223号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算の3件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第221号赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第222号平成20年度赤平市一般会計補正予算、議案第223号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長(鎌田恒彰君) 追加日程第1 議案第221号赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第221

号赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度の介護報酬の改定に伴います介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国は市町村に対し、当該改定による平成21年度の保険料上昇分の全額及び平成22年度の保険料上昇分の半額に相当する額を介護従事者処遇改善臨時特例交付金として交付し、保険料の軽減を図ることといたしておりますが、この交付金につきましては平成20年度に受け入れ、当該交付金を管理運営するために基金を設置する必要がありますことから、この条例を制定するものであります。

以下、条ごとに説明申し上げます。

第1条につきましては、基金の設置の目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、基金として積み立てる額を規定したものでございます。

第3条につきましては、基金の管理に関する規定でございます。

第4条につきましては、基金の運営益金の処理について規定したものでございます。

第5条につきましては、基金の繰りかえ運用の規定でございます。

第6条につきましては、基金の処分についての規定であります。

第7条につきましては、委任について規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、附則第2項といたしまして、この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失い、この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を国庫に納付するものと規定するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） この介護従事者の処遇改

善ですけれども、当市の配分額がわかれば教えてもらえますか。

○議長（鎌田恒彰君） 實吉介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（實吉俊介君） システム改修費をひっくるめまして870万となっております。

（五十嵐議員「たった870万でいいの。」と言う）

○議長（鎌田恒彰君） 實吉介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（實吉俊介君） ただいまの金額、訂正させていただきます。885万相当になります。失礼いたしました。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第221号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 追加日程第2 議案第222号平成20年度赤平市一般会計補正予算、追加日程第3 議案第223号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） [登壇] 議案内容のご説明をさせていただきに今回の補正提案の経過であります。国における平成20年度第2次補正予算関連法案となる定額給付金などの財源特例法案が昨日国会において可決、成立したことから、定額給付金給付事業を初め、当市において関連する事業を速やかに実施するよう努めるため、一般会計並びに特別会計補正予算案を提案するものであります。

最初に、議案第222号平成20年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

3億7,256万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,052万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によります。

次に、2ページをお願いいたします。第2表の地方債補正であります。追加といたしまして、地域活性化対策事業の限度額を2,500万円とするものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節4子育て応援特別手当国庫補助金として536万2,000円、同じく目4総務費国庫補助金、節3地域活性化・生活対策臨時交付金として1億1,476万円、同じく節4定額給付金給付費補助金として2億2,744万5,000円ありますが、それぞれ後ほどご説明する歳出に充当するものであります。

款20市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債の地域活性化対策事業債として2,500万円ありますが、最終処分場ブルドーザー購入事業に充当するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。歳出ありますが、款2総務費、項1総務管理費、目17地域活性化対策事業費として総額1億4,407万2,000円ありますが、歳入でご説明した地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、1棟6戸の医師住宅を含む医師住宅等環境整備事業並びに最終処分場のブルドーザー購入事業を実施するものであります。

同じく目18定額給付金給付事業費として総額2億2,774万5,000円ありますが、主な内訳といたしましては職員の時間外勤務手当や臨時職員に係る賃金など給付に関する事務費と節19負担金補助及び交付金として定額給付金2億1,295万2,000円を計上し、2月1日を基準日として7,006世帯、1万3,341人に

加え、外国人登録者として45人の給付対象者を見込むものであります。なお、事務費を初め給付に係る事業費全額について国庫補助金を充当するものであります。

款3民生費、項2児童福祉費、目8子育て応援特別手当として536万2,000円ありますが、定額給付金と同様に人件費を初めとした事務費と節19負担金補助及び交付金の子育て応援特別手当として468万円を計上し、約120人の給付対象者を見込むものであります。なお、定額給付金同様、全額国庫補助金を充当するものであります。

款14予備費として431万2,000円の減額ありますが、地域活性化対策事業費の2事業の入札結果によって一定程度の執行残を見込みつつ、地域活性化・生活対策臨時交付金の限度額割れを起こさないために一般財源を予算化しており、これに相当する額を予備費から減額するものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第223号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,824万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。最初に、歳入ありますが、款2国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護従事者処遇改善臨時特例交付金として885万2,000円ありますが、議案第221号赤平市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての中でご説明させていただいたとおり、平成21年度の保険料上昇分の全額及び平成22年度の保険料上昇分の半額に

相当する額を平成20年度で受け入れるものであります。

2ページをお願いいたします。款5基金積立金、項1基金積立金、目2介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、節25積立金として885万2,000円ですが、歳入と同額を基金に積み立てるものであります。

以上、議案第222号から議案第223号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第222号、第223号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第222号、第223号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第222号、第223号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第33 議案第209号平成21年度赤平市一般会計予算、日程第34 議案第210号平成21年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第35 議案第211号平成21年度赤平市老人保健特別会計予算、日程第36 議案第212号平成21年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第37 議案第213号平成21年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第38 議案第214号平成21年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第39 議案第215号平成21年度赤平市霊園特別会計予算、日程第40 議案第216号平成21年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第41 議案第217号平成21年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第42 議案第218号平成21年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第43 議案第219号平成21年度赤平市水道事業会計予算、日程第44 議案第220号平成21年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕平成21年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

当市におきましては、平成20年度決算から適用される地方公共団体の財政の健全化に関する法律による新たな財政指標の中でも連結実質赤字比率が極めて高かったことが最大の課題となっておりましたが、現段階においては22.45%まで大幅に改善となり、財政再生団体入りは確実に回避し、早期健全化団体に位置すると見込まれ、さらに特別交付税や不用額の結果次第では健全化段階への可能性も残されている状況であります。このため、平成21年度の予算編成に当たっては早期健全化団体に位置することを想定し、赤平市財政健全化計画改訂版を基本に予算を

編成しており、本予算を着実に実行することで財政健全化段階への移行が確実となっております。

一方、今日の社会情勢は金融危機による世界的な景気後退により、これまで安定的な経営を行ってきたと思われる企業でさえも生産縮小や雇用打ち切りなど日常生活を脅かす極めて深刻な状況に陥っており、本市といたしましても緊急的課題としてできる限りの対策を講じてまいります。

さて、平成21年度の一般会計予算規模についてありますが、平成20年度当初予算と比べて7.0%の減となっております。なお、公債費負担軽減対策として高金利地方債の借りかえを実施する公的資金借換債を除いた場合には、対前年度比で5.5%の減となります。

歳入の市税につきましては、個人市民税が人口減や景気低迷のほか、市職員の大幅な人件費削減や平成19年度中における早期退職者が多数生じたことなどが影響し、前年度比9.9%の減少となり、市税総額としては対前年度比4.7%の減少となっております。地方交付税につきましては、昨年度に引き続き地方再生対策費分として5,028万円、本年度から地域雇用創出推進費として5,200万円、公立病院財政措置による病床数、救急医療及び小児科病床数の単価引き上げなどで4,558万円を計上しておりますが、半面公債費等の算入額の減少や特別交付税の3月交付分の特別財政需要額の減少を見込むことによって対前年度比2.3%の減となっておりますが、臨時財政対策債の9,989万円の増額を含みますと対前年度比0.2%の増となったところでございます。

一方、歳出であります。緊急経済雇用対策として普通建設事業費では4億367万円を計上し、赤平市財政健全化計画改訂版の予定額を前倒しするなど対前年度比65.6%の増となっておりますが、国の第1次、2次補正による実質4月以降に実施される繰り越し事業も含めると総額5億7,149万円、対前年度比134.5%増となります。

なお、事業内容といたしましては公営住宅の水洗化事業や市道の改良舗装を実施するほか、赤間小学

校の耐震診断及び実施設計、茂尻団地を平成22年度から着工するための実施設計を行ってまいります。また、緊急雇用創出事業として総額5,695万円を計上し、委託及び直接雇用によって新たに48名の雇用確保に努めてまいります。繰出金につきましては、国による公立病院に対する財政措置並びに公立病院特例債の償還金に加わり、病院事業会計への繰出金は対前年度比49.9%の増となっております。また、病院事業会計の不良債務解消及び国民健康保険特別会計の累積赤字解消として計画どおり、それぞれの会計に対し1億5,000万円を繰り出しします。人件費につきましては、一般職が前年度の30%削減を20%削減とし、市長が50%を37.6%、副市長が40%を28.3%、教育長が32%を21.5%とそれぞれ削減率を一部回復することなどによって前年度比18.2%の増となっております。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計は30億5,779万6,000円、老人保健特別会計は51万8,000円、後期高齢者医療特別会計は2億3,205万4,000円、土地造成事業特別会計は50万9,000円、下水道事業特別会計は8億3,963万9,000円、霊園特別会計は581万6,000円、用地取得特別会計は7,415万5,000円、介護サービス事業特別会計は2億3,828万6,000円、介護保険特別会計は12億779万5,000円でございます。また、公営企業会計につきましては歳出ベースで水道事業会計は4億5,147万2,000円、病院事業会計は27億256万4,000円となっております。全会計の予算総額は165億1,984万5,000円となり、対前年度比7.0%の減少となります。

以上、各会計予算の概要につきまして申し上げます。以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成21年度各会計予算及び予算説明書によりまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、議案第209号平成21年度赤平市一般会計

予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成21年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億924万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30億円と定めます。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、中小企業振興資金貸付金に係る損失補償ほか1件で、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、9ページをお願いいたします。第3表、地方債につきましては、庁舎設備大規模改修事業ほか6件で、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。まず、歳入であります。款1市税、項1市民税、目1個人市民税として3億5,018万7,000円、対前年度3,847万8,000円の減額であります。人口減少や景気低迷による影響のほか、市職員の早期退職や給与削減による個人所得の落ち込みなどによるものであります。

同じく項2固定資産税、目1固定資産税として3億6,323万1,000円、対前年度178万7,000円の減額であります。3年に1度の評価替えの年に当たりま

すが、課税標準額の試算上、結果として影響が少なかったものであります。

同じく項4市たばこ税として9,724万円、対前年度550万4,000円の減額であります。喫煙者数の減少による影響であります。

次に、16ページをお願いいたします。款2地方譲与税、項2地方揮発油譲与税として2,035万5,000円あります。前年度までの地方道路譲与税から名称変更となったものであります。

款8地方特例交付金、18ページの項1地方特例交付金、目1地方特例交付金として1,366万5,000円あります。市町村が自動車関係諸税の減税の影響を大きく受けることから、その減収の一部を補てんするための額を含むものであります。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の普通交付税につきましては、公債費と事業費補正を除いた個別算定経費並びに包括的算定経費につきまして総務省が示した増減率を加味し、それに加え地方再生対策費分として前年度と同額の5,028万円を、また平成21年度から平成22年度までの時限的措置として創設された地方雇用創出推進費として本年度は5,200万円を見込むものの、公債費や事業費補正分の算入額の減少により前年度比3%の減となっております。特別交付税につきましては、病床数、救急医療、小児科医療など公立病院に対する財政支援措置として単価の引き上げなどを見込むなど、前年度比1%の増となっております。なお、臨時財政対策債の振りかえ相当額が対前年度55.3%の増となったことから、実質これを加えると前年度比0.2%の増となったところであります。

次に、20ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料として1,311万8,000円あります。幼稚園入園見込み者数の減やスポーツセンターの休止に伴う減収などから対前年度279万4,000円の減少となっております。

同じく項2手数料、目2衛生手数料として1億665万7,000円あります。22ページをお願いいたします。節3ごみ処理手数料として一定程度ごみの減

量が浸透したことから減少し、節5汚泥手数料では昨年12月の定例市議会でご提案した赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正に基づき、新たに1,000万円を計上するものであります。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては総額8億5,009万6,000円で、対前年度6,968万5,000円の増であります。24ページをお願いいたします。主に節9生活保護費国庫負担金によるものであります。医療扶助費の診療報酬支払基金の精算を平成20年度で行ったことから、平成21年度は通常の予算計上となったものであります。

同じく項2国庫補助金、目2土木費国庫補助金として総額5,592万4,000円ですが、除雪専用グレーダー購入や公的住宅改善工事などに係る国庫補助金であります。

同じく項3委託金ですが、26ページをお願いいたします。目1総務費委託金、節2選挙費委託金として1,253万3,000円を衆議院議員選挙の執行に係る国庫委託金として計上するものであります。

次に、28ページをお願いいたします。款14道支出金、項2道補助金、目2衛生費道補助金、節1保健衛生費道補助金の妊婦健康診査交付金として236万1,000円ですが、妊婦健康診査に係る公費負担の回数をこれまでの5回から14回に拡充することに伴うものであります。

同じく項3委託金、目1総務費委託金として対前年度689万1,000円の減額ですが、主な理由といたしましては節1徴収費委託金として道民税徴収事務費の1件当たり単価が4,000円から3,000円となったもので、平成19年度と平成20年度に限って税源移譲等でシステム改修等の事務費がかさむという理由から単価が上がっていたというものであります。

次に、30ページをお願いいたします。款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として752万1,000円ですが、平岸公園跡地の売払収入を計上するものであります。

次に、32ページをお願いいたします。款17繰入金として総額2,036万7,000円、対前年度6,950万7,000円の減額ですが、主に前年度は財政再生団体回避のため特定目的基金の繰りかえ運用金を計上していたことによるものであります。

次に、34ページをお願いいたします。款19諸収入、項3貸付金元利収入として対前年度5億2,594万9,000円の減額ですが、花卉園芸振興公社貸付金収入の減少であります。

次に、36ページをお願いいたします。款20市債、項1市債として総額5億4,999万7,000円、対前年度1億5,199万7,000円の増額ですが、緊急経済対策として普通建設事業の増大による充当財源として市町村振興基金道借入金、住宅債、38ページをお願いいたします。本年度が時限となる過疎対策事業債を見込むほか、地方交付税でもご説明申し上げた臨時財政対策債を2億8,039万7,000円、対前年度9,989万7,000円の増、また公的資金借換債としては3,930万円、対前年度1億3,330万円の減少を見込むものであります。

次に、歳出ですが、40ページをお願いいたします。款1議会費につきましては、前年度とほぼ同額の4,996万2,000円を計上するものであります。

続きまして、42ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として総額1,710万7,000円、対前年度431万円の増額ですが、主にコピー用紙等の消耗品費や後納郵便料、コピー機等の借り上げ料を文書広報費から移行したことによるものであります。

同じく目2庁舎管理費、節15工事請負費として2,500万円ですが、45ページに記載のとおりボイラー改修を中心とした庁舎設備大規模改修工事を計上するものであります。

次に、左側の44ページに戻りまして、同じく目5財政管理費として対前年度6億8,094万5,000円の減額ですが、平成20年度当初予算では歳入が歳出を上回る額について形式的に財政調整基金積立金として計上していたためであります。

同じく目7財産管理費として総額1億615万9,000円、対前年度7,031万4,000円の増額であります。主な理由といたしましては、47ページをお願いいたします。一番上段の説明欄の中の2、基金の長期運用の償還に要する経費として9,003万9,000円を計上するものであります。

次に、同じく左側の46ページをお願いいたします。目9企画費として、対前年度443万円の増額であります。説明欄をごらんいただきたいと思います。平成20年度まで地方振興費で計上していた負担金を一部企画費に移行したことや新たに公共交通バス停留所として平岸の新光団地を設置する費用の負担金として38万円、4月に10名程度の来赤が予定されている赤平市・汨羅市友好都市交流事業交付金として15万円、医師確保対策事業交付金として200万円を計上するものであります。なお、両交付金につきましてはあかびらガンバレ応援基金を充当するものであります。

50ページをお願いいたします。同じく目15市民生活費として、対前年度470万8,000円の増額であります。説明欄にありますように平岸高齢者コミュニティセンターの屋根塗装の修繕料や茂尻生活館屋上防水改修工事として350万7,000円を計上したことによるものであります。

次に、52ページをお願いいたします。同じく項2徴税費、目1税務総務費として対前年度606万2,000円の増額であります。説明欄の中段にある住民税システム改修委託料として598万5,000円を計上したことによるものであります。

次に、56ページをお願いいたします。項4選挙費、目2衆議院議員選挙費であります。来る衆議院議員選挙の執行に向けて1,096万3,000円を計上するものであります。

次に、62ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費として対前年度3,533万9,000円の減額であります。主に赤平友愛会特別養護老人ホーム施設整備資金元利補給が前年度で終了したことや国民健康保険特別会計繰出金

の減少によるものであります。

次に、64ページをお願いいたします。同じく目3老人福祉費として、対前年度1,241万9,000円の減額であります。主に老人保健特別会計繰出金の減少によるものであります。

同じく目4後期高齢者医療費として、対前年度2,927万6,000円の増額であります。主に医療給付費負担金並びに後期高齢者医療特別会計繰出金の増額によるものであります。

同じく目5医療給付費として、対前年度623万6,000円の増額であります。乳幼児医療費を保健衛生総務費から移行したことによるものであります。

次に、68ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費として対前年度283万2,000円の増額であります。産休代替臨時職員雇用のため賃金を増額していることや新たに次世代育成支援行動計画の後期計画を策定するための業務委託料として149万7,000円を計上しているためであります。

同じく目3保育所費として、対前年度591万9,000円の増額であります。乳幼児の増員に対応するため日給保育士等の賃金を計上するものであります。

次に、72ページをお願いいたします。項3生活保護費、目2扶助費として対前年度8,751万1,000円の増額であります。歳入の国庫負担金でもご説明したとおり医療扶助費の診療報酬支払基金に対する精算行為が前年度で終了したことによるものであります。

次に、76ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費として3,351万6,000円ではありますが、特に妊婦健康診査委託料として公費負担回数を14回にふやし621万3,000円を計上しております。乳幼児医療に係る事務費や扶助費を医療給付費に移行したことから、対前年度390万6,000円の減額となっております。

同じく目2生活習慣病予防費として、対前年度320万3,000円の増額であります。がん検診委託料について隔年で受診者が増減していることや住民健康管理データの一元化を図るため、機械その他借り上

げ料が増額したことによるものであります。

次に、78ページをお願いいたします。同じく目7住友地区共同浴場費として、対前年度175万6,000円の増額であります。内壁改修等の施設整備工事として486万1,000円を計上したことによるものであります。

次に、80ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として対前年度292万円の増額であります。主に中空知衛生施設組合負担金のうち維持管理経費の増加によるものであります。

同じく目3し尿処理費として、対前年度1,077万6,000円の増額であります。主に砂川市からの汚泥処理受け入れに伴って、下水道使用料の増加や機械整備修繕料が増額するものであります。歳入でもご説明したとおり汚泥処理手数料として新たに1,000万円の増収を見込むものであります。

次に、84ページをお願いいたします。款5労働費、項1労働諸費、目2緊急雇用創出事業費として5,695万9,000円ですが、各種調査のデータベース化作業や清掃並びに草刈り等の軽作業など21事業で委託または嘱託、臨時職員の採用を行うことにより48名の新規雇用を図るものであります。なお、財源といたしましては北海道の緊急雇用創出事業臨時特例交付金と普通交付税で創設された地域雇用創出推進費を見込むものであります。

次に、86ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として対前年度735万8,000円の増額であります。主に国営農業用水再編対策事業負担金として713万1,000円を計上したことによるものであります。

次に、88ページをお願いいたします。同じく目7基幹水利施設管理費として、対前年度1,470万8,000円の減額であります。主に前年度は中央監視設備更新として1,700万円が計上されていたためであります。

次に、92ページをお願いいたします。同じく目3分収造林費として、対前年度627万円の増額であります。主に作業道修理を含む分収造林工事の増額

によるものであります。

次に、94ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費として対前年度5億994万2,000円の減額であります。花卉園芸振興公社貸付金の減額によるものであります。

同じく目2観光費であります。あかびら火まつり助成を復活するため、観光協会補助金200万円を計上するものであります。

次に、98ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費として対前年度391万6,000円の増額であります。備品購入費として草刈り装置購入費563万9,000円を計上するものであります。

同じく目3除雪対策費、節18備品購入費として3,997万4,000円ですが、除雪グレーダーを更新するものであります。

次に、100ページをお願いいたします。同じく目4道路新設改良費、節15工事請負費として6,200万円ですが、川添通り歩道改良舗装工事ほか3路線を整備するものであります。

次に、104ページをお願いいたします。同じく項4都市計画費、目1都市計画総務費として対前年度1,990万2,000円の減額であります。赤平駅前広場整備工事の完了や下水道事業繰出金の減少によるものであります。

同じく目2公園費として、対前年度292万7,000円の増額であります。平岸新光町の公園新設工事180万円の計上などによるものであります。

次に、106ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目1住宅管理費、節15工事請負費として4,832万円ですが、幸、新光のシルバー住宅の手すり設置、住友本町、住吉日の出団地の屋根塗装、ふきかえ工事等に要する経費を計上しております。

同じく目2地域住宅建設費であります。109ページをお願いいたします。節13委託料として2,000万円ですが、平成22年度から茂尻団地の建替事業を実施するため、本年度は実施設計を行ってま

います。同じく節15工事請負費として5,160万円
ありますが、新町、栄町団地13棟60戸の水洗化工
事や改良住宅御幸団地3棟26戸の除却工事費を計上
するものであります。

次に、110ページをお願いいたします。款9消防
費、項1消防費、目1常備消防費として対前年度16
0万1,000円の増額であります。主に新規採用職員
2名を含む職員用新基準盛夏服を購入するものであ
ります。

次に、112ページをお願いいたします。同じく目
3消防施設費として、対前年度3,072万円の増額で
ありますが、既存のⅡB型救急自動車を高規格救急
自動車に更新するものであります。

同じく目4防災費、節11需用費の印刷製本費とし
て36万3,000円ありますが、洪水ハザードマップ
を7,500部作成するものであります。

次に、116ページをお願いいたします。款10教育
費、項1教育総務費、目2事務局費として対前年度
2,479万7,000円の増額であります。主にスクール
バス用車庫新設工事によるものであります。

次に、122ページをお願いいたします。同じく項
3小学校費、目1学校管理費として対前年度1,243
万円の増額であります。主に施設の老朽化に伴う
修繕料の増額と赤間小学校の耐震診断及び耐震化工
事の実施設計委託料の計上によるものであります。

同じく目2教育振興費として、対前年度166万9,0
00円の増額であります。節18備品購入費のうち図
書購入費として対前年度112万5,000円の増額とな
っております。

次に、124ページをお願いいたします。同じく項
4中学校費、目1学校管理費として対前年度312万8,
000円の増額であります。各学校施設整備工事の
増額によるものであります。

同じく目2教育振興費、節18備品購入費として26
9万4,000円ありますが、主なものといたしまして
は小学校と同様に図書購入費として対前年度70万8,
000円の増額となっております。

次に、132ページをお願いいたします。同じく項

6保健体育費、目2学校給食センター費として対前
年度1,241万円の増額であります。主に老朽化し
た食器洗浄機並びに食缶洗浄機更新に要する経費と
して4,190万2,000円を計上するものであります。

同じく目3総合体育館費として3,602万8,000円の
減額であります。主にボイラー整備工事の減少に
よるものであります。

次に、134ページをお願いいたします。同じく目
5市民プール費であります。対前年度119万円の
増額であります。主に鉄骨塗装工事として100万
円を計上するものであります。

次に、138ページをお願いいたします。款11公債
費、項1公債費、目1元金として8億591万5,000円、
対前年度1億7,064万円の減額であります。主に
公的資金借換債分として1億3,220万円が減額とな
ったものであります。

次に、140ページをお願いいたします。款12諸支
出金、項1公営企業費、目2病院公営企業費として
7億3,259万9,000円、対前年度2億4,593万1,000円
の増額であります。公立病院特例債の元利償還金
分として2億1,269万9,000円、さらに国の財政支援
措置による病床、救急医療、小児科医療の単価引き
上げなどを見込み、増額となっております。また、
従来は全額負担金として計上してきたところであ
りますが、本年度より決算統計上による処理に合わせ
負担金、補助金、出資金に分けて計上しております。

次に、142ページをお願いいたします。款13職員
給与費、項1職員給与費として11億423万8,000円
ありますが、特別職並びに一般職に係る削減率を一
部緩和したことが主な理由であり、また共済組合納
付金の負担率の引き上げなどにより対前年度1億7,
564万5,000円の増額となっております。

次に、144ページをお願いいたします。款14予備
費として1億3,971万円を計上しておりますが、歳
入が歳出を上回る額について形式的に計上してあり
ます。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただき
ます。

次に、157ページをお願いいたします。議案第210号平成21年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億5,779万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。165ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税であります。医療給付費滞納繰り越し分の減少などから、対前年度1,761万8,000円の減額となっております。

次に、167ページをお願いいたします。款3療養給付費交付金、項1療養給付費交付金として1億4,521万6,000円ありますが、退職被保険者等療養給付費の減少などから、対前年度8,092万8,000円の減額となっております。

款4前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金として7億6,967万6,000円ありますが、支払基金の概算交付額に基づき、対前年度2億2,986万9,000円の増額となっております。

次に、169ページをお願いいたします。款8諸収入、項3雑入、目6雑入の財源不足額補てん収入として4億7,752万8,000円ありますが、歳出に対し

歳入が不足する額、いわゆる累積赤字額を補てんする財源を形式的に計上しておりますが、一般会計からの累積赤字解消のための繰り出しなどにより対前年度2億1,043万円の減額となっております。

次に、175ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項3運営協議会費であります。本定例会において別途ご提案しております国民健康保険条例の一部改正に伴い、委員の人数が1名減となっております。

次に、181ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費として14億3,125万5,000円ありますが、1人当たり療養費並びに被保険者数が増加していることから、対前年度6,767万9,000円の増額となっております。

同じく目2退職被保険者等療養給付費として1億4,013万1,000円ありますが、1人当たり療養費は増加しているものの、被保険者数が後期高齢者医療制度への移行により減少していることから、対前年度8,320万6,000円の減額となっております。

次に、191ページをお願いいたします。款3後期高齢者支援金等費、項1後期高齢者支援金等費、目1後期高齢者支援金として1億8,586万9,000円、対前年度1,782万7,000円の増額であります。被保険者1人当たりの支援金額が増加していることが主な要因であります。

次に、201ページをお願いいたします。款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費として対前年度550万3,000円の増額であります。特定健診受診者の増加を見込むものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、221ページをお願いいたします。議案第211号平成21年度赤平市老人保健特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は100万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。227ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1支払基金交付金を初め、231ページの歳出の款1総務費以降、歳入歳出それぞれ51万8,000円の計上ですが、後期高齢者医療制度への移行に伴う残務処理的経費となるものであります。

以上で老人保健特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、242ページをお願いいたします。議案第212号平成21年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,205万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。248ページをお願いいたします。最初に、歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料として1億6,197万5,000円ですが、特別徴収対象者数が減少していることから、対前年度1,440万5,000円の減額となっております。

次に、250ページをお願いいたします。歳出ですが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の1,069万8,000円ですが、嘱託職員報

酬を老人保健特別会計から移行していること、さらに職員給与費1名分を計上するものであります。

次に、254ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金として2億2,046万5,000円を計上するものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、266ページをお願いいたします。議案第213号平成21年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は100万円と定めます。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。272ページをお願いいたします。最初に、歳入ですが、款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入ですが、平成20年度は福栄団地2区画の分譲収入として690万2,000円を見込んでおりましたが、結果として未売却となったことから、本年度は科目存置として1,000円を計上するものであります。

同じく款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として対前年度5,992万4,000円の減額ですが、道からの産炭地市町村特別対策資金の10億円の借り入れに対する償還が平成20年度で終了したことによるものであります。

次に、274ページをお願いいたします。歳出ですが、款1宅地造成費、項1造成総務費、目1造成管理費として40万9,000円ですが、下水道受益者負担金等を計上するものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、281ページをお願いいたします。議案第214号平成21年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,963万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8億円と定めます。

284ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

285ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。289ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料であります。浄化センターにおける汚泥投入量の増加を見込み、対前年度405万1,000円の増額となっております。

款7市債、項1市債として対前年度4億5,850万円の減額であります。291ページをお願いいたし

ます。主に目2公的資金借換債の減額によるものであります。

次に、293ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費、節15工事請負費として1,600万円であります。本町第3処理分区の公共下水道管渠新設工事を行うものであります。

次に、297ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金として対前年度4億4,207万2,000円の減額であります。先ほど歳入でも申し上げたとおり主に公的資金借換債の減額によるものであります。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、312ページをお願いいたします。議案第215号平成21年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ581万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。318ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1使用料及び手数料、項1使用料、同じく項2手数料であります。それぞれ貸付実績を勘案して計上するものであります。

次に、320ページをお願いいたします。歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費として574万2,000円であります。主に管理委託料として189万円、霊園管理基金積立金としては主に一般会計繰りかえ運用分を積み立てるものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、325ページをお願いいたします。議案第216

号平成21年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,415万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。331ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として対前年度1億801万8,000円の減額であります。主に平成10年度に公共用地を先行取得する際に借り入れた償還が平成20年度に終了したことによるものであります。

次に、335ページをお願いします。歳出であります。款2公債費、項1公債費として対前年度1億801万7,000円の減額であります。歳入で申し上げたとおりであります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、339ページをお願いいたします。議案第217号平成21年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,828万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めません。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。345ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1サービス収入の総額といたしまして

前年度とほぼ同額の1億8,222万2,000円を計上するものであります。

347ページをお願いいたします。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金について、対前年度5,139万9,000円の増額であります。一般会計で繰りかえ運用をしていた愛真ホーム管理運営基金5,000万円を積み戻すためであります。

次に、349ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として総額1億9,007万3,000円あります。主に嘱託職員11人の報酬と一般職員14人に係る人件費の計上、さらには歳入でもご説明したとおり基金繰りかえ運用分の積み戻し額を計上するものであります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、369ページをお願いいたします。議案第218号平成21年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億779万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めません。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。375ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1

第1号被保険者介護保険料として対前年度2,079万3,000円の増額であります。第4期介護保険事業計画により基準額が3,200円から3,700円に改定になったためであります。

次に、377ページをお願いいたします。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として対前年度2,153万1,000円の増額であります。歳入歳出予算の不足額を計上するものであります。

次に、379ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として対前年度2,221万9,000円の増額であります。主に嘱託職員1名と一般職員3名に係る人件費を職員給与費から移行したものであります。

次に、385ページをお願いいたします。款2保険給付費として、総額11億4,089万6,000円、対前年度3,250万3,000円の増額であります。主に介護報酬の改定によるものであります。

395ページをお願いいたします。款3地域支援事業費として、総額3,488万2,000円、前年度比2,932万3,000円の増額であります。主に一般職員4名分の人件費を職員給与費から移行したものであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第219号平成21年度赤平市水道事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、平成21年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数6,005戸、年間総配水量156万立方メートル、1日平均配水量4,274立方メートルであります。主要な建設改良は記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億3,391万8,000円であります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は2億9,105万8,000円であります。

次に、2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5,319万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金にて補てんいたします。収入であります。第1款資本的収入は1億722万円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は1億6,041万4,000円であります。

第5条、企業債の限度額を6,200万円とし、起債の目的、方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費3,565万5,000円であります。

第8条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,070万1,000円であります。

第9条、たな卸資産の購入限度額は928万1,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成21年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入といたしまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は3億904万7,000円あります。

4ページをお願いいたします。支出といたしましては、款1水道事業費用、項1営業費用は2億4,438万5,000円あります。

次に、7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入といたしまして、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債は6,200万円あります。

次に、8ページをお願いいたします。支出といたしまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として5,300万円あります。主配水主管布設がえ工事等を行うものであります。

9ページから13ページまでの資金計画と給与費明細につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、14ページをお願いいたします。平成21年度予定貸借対照表であります。15ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は4,286万円であります。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第220号平成21年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、平成21年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は180床、患者数は入院患者延べ数を5万4,750人、1日平均150人、外来患者延べ数を9万6,800人、1日平均400人を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款病院事業収益は25億9,499万4,000円であります。支出につきましては、第1款病院事業費用は23億7,376万円あります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,349万7,000円は当年度分損益勘定留保資金1億747万3,000円及び流動資産1億2,602万4,000円で補てんするものといたします。収入につきましては、資本的収入で9,530万7,000円とし、支出は3億2,880万4,000円といたします。

第5条、一時借入金の限度額は、35億円と定めます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員給与費14億3,871万8,000円、交際費10万円といたします。

第7条、たな卸資産の購入限度額は2億9,905万3,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成21年度

赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出であります。収入は第1款病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は12億4,447万6,000円あります。目2外来収益は6億1,922万9,000円あります。

目3その他医業収益として2億262万7,000円あります。そのうち一般会計負担金として1億2,625万4,000円を計上しております。

項2医業外収益、目3他会計負担金の8,032万円につきましては、一般会計からの負担金であります。

次に、4ページをお願いいたします。項3特別利益、目2その他特別利益の3億5,309万7,000円あります。不良債務解消分並びに公立病院特例債の償還金分など一般会計からの負担金であります。

次に、5ページをお願いいたします。支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費の14億3,871万8,000円、目2材料費の3億2,907万9,000円の内容につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

次に、6ページをお願いいたします。目3経費の3億3,294万8,000円、目4減価償却費の1億667万2,000円、目5資産減耗費の80万1,000円、目6研究研修費の441万8,000円の内容につきましても備考欄に記載のとおりであります。

次に、7ページをお願いいたします。項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費の1億4,909万9,000円の内容につきましても備考欄に記載のとおりであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項1出資金、目1他会計出資金の9,519万8,000円は、一般会計からの出資金を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。支出では、款1資本的支出、項2企業債償還金として公立病院特例債分を含め3億2,832万4,000円の償還となっております。

10ページは資金計画、11ページから18ページは給与明細書ですが、説明を省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。平成21年度赤平市病院事業予定貸借対照表であります。20ページの6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり当年度純利益は2億2,173万4,000円の予定となったところでもあります。

以上、議案第209号から議案第220号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第45 報告第20号専決処分の報告について、日程第46 報告第21号専決処分の報告について、日程第47 報告第22号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第20号から第22号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第1項の1件の金額が30万円未満の和解に関すること、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づきまして、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第20号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃など60万168円を滞納していることから、平成20年10月に岩見沢簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがあり、口頭弁論に出頭いたしました。司法委員の仲裁により、平成21年2月から毎月3万円ずつ支払い、分割金の支払いを一回でも怠ったときは、残額及び年5%の遅延損害金を直ちに支払うことで和解するもので、平成21年1月14日に専決処分したものでございます。

次に、報告第21号でございますが、件数は1件で、

和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃など44万5,653円を滞納していることから、平成20年10月に豊田簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。相手方から毎月1万5,000円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがあり、1回目の口頭弁論となりました。当市は、遠方にて出頭が困難であることから、出頭にかわる準備書面を提出し、擬制陳述を願い出ておりましたが、相手方の欠席から裁判が一時休止いたしました。これを受け再度期日指定の申し立てをし、2回目の口頭弁論に出頭することといたしましたものの、再び相手方が欠席し、事実を争わなかったことから、平成21年1月22日、民事訴訟法第275条の2に基づき、豊田簡易裁判所より平成21年2月から3万円ずつ支払うことを内容とした和解にかわる決定を受けたところでございますが、適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することになるもので、平成21年1月22日に専決処分したものでございます。

最後に、報告第22号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃など17万6,594円を滞納しておりますことから、平成20年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5,000万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがございましたが、口頭弁論に出頭したところ、司法委員の仲裁により、平成21年3月から毎月1万5,000円ずつ支払うこと、分割金の支払いを一回でも怠ったときは、残額及び年5%の遅延損害金を直ちに支払うことで和解するもので、平成21年1月30日に専決処分したものでございます。

以上、報告第20号から第22号まで一括してご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております報告第20号、第21号、第22号については、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第48 報告第23号赤平市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第23号については、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第49 報告第24号平成20年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第24号については、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす6日から10日まで5日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、あす6日から10日までの5日間、休会することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時05分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年 3月 5日

議 長
鎌 田 恒 彰

署 名 議 員 (7 番)
太 田 常 美

署 名 議 員 (8 番)
植 村 真 美